

2018 年度

事 業 報 告

2019 年 6 月

一般社団法人日本経済調査協議会

序

2018年度は、日本を取り巻く政治経済環境が引き続き大きく変化するとともに、不透明感が一段と強まった年であった。

エスカレートする米中貿易戦争が、世界経済に大きな影を落とし始めた。世界貿易が停滞し企業の投資意欲も委縮したことから、世界経済の成長テンポは弱まった。とくに中国では経済活動の鈍化が目立ち、その影響はアジア各国や日本、欧州に及んだ。それを受けて、正常化に向かってきた主要国の金融政策は方針転換を余儀なくされ、金融市場の不安定化を誘っている。

政治体制や社会の動揺も世界に広がった。ポピュリズムの波は一段と大きくなり、イタリアなど各国で政権交代が起き、ドイツでは盤石さを誇ったメルケル政権が弱体化した。英国は、EU離脱（Brexit）の手続きについての国内合意が得られず、秩序なき離脱の瀬戸際に追い込まれている。トランプ政権下のアメリカも、相次ぐ閣僚の更迭や議会民主党との対立によって、不安定な政治情勢が続いている。

そうした中で、日本経済も方向感を見失いつつあるように見える。政府が、景気回復が続いているとの判断を維持する中で、景気減速を示す経済指標が増えている。日銀短観による足下の企業景況観は大幅に悪化し、景気回復を実感できない国民の割合は引き続き高い。成長戦略等を通じた生産性向上の努力にもかかわらず、潜在成長力は低下に歯止めがかからない。人口減少・高齢化とそれに伴う諸問題の解決、財政事情の改善、将来不安の緩和といった長年の課題は手つかずのままであるといつてよい。デジタル革命によって様変わりした産業、企業の成長領域において、日本の存在感が大きく高まっている訳でもない。

日本の経済・社会、産業・企業は、そのような不透明な時代を、あたかも海図なき航路を進む船のように、緻密な観察力と大きな構想力、強い意志と勇気によって乗り越えていかなければならない。そのような状況の下で、独自・中立・客観的立場から衆知を結集して課題解決への道筋を提示するという当会の役割は、その存在意義を一段と増していると感じている。57年の歴史と研究・提言の蓄積、そこで培われた多様で厚みのあるネットワークを持つ当会が、文字通り「変革と創造のためのプラットフォーム」となれるよう、新たな歴史の1ページを刻んで参りたいと考えている。

ここに、平素から当会の活動を支えていただいている会員はじめ関係各位に対し、心からお礼申し上げますとともに、今後一層のご指導、ご支援をお願い申し上げます次第である。

2019年6月

一般社団法人 日本経済調査協議会
理事長 前田 晃伸

目 次

概況	1
I 2018年度における調査提言活動	
1. 2018年度に完了した調査専門委員会	7
(1) 「地政学リスクの高まりが日本経済に及ぼすインパクトを考える」委員会	8
調査報告 2018-1	
地政学リスクの時代と日本経済	
(2) 「日本の強みを生かした『働き方改革』を考える」委員会	18
調査報告 2018-3	
日本の強みを生かした「働き方改革」を考える	
2. 2018年度末において継続中の調査専門委員会	33
(1) 「住民による住民のための持続的・地方創生を考える」委員会	33
(2) 第2次水産業改革委員会	33
(3) 介護離職問題調査研究会	34
(4) 資本主義委員会	35
(5) 中小企業研究委員会	35
(6) 第2次水産業改革委員会 中間提言	37
調査報告 2018-2	
新たな漁業・水産業に関する制度・システムの具体像を示せ	
～漁業・水産業の成長と活力を取り戻すために～	
II 2018年度に刊行した各種資料等	
1. 調査報告書	53
2. 定期刊行物	53
3. ホームページ	53
III 2018年度に開催した各種会合	
1. 調査および業務関係	
(1) 総合委員会・調査委員会	55
(2) 調査部長会	55
(3) シンポジウム(セミナー)	55
2. 総務関係	
(1) 定時社員総会	56
(2) 理事会	56
(3) その他	57
IV 庶務事項	
1. 会員の状況	59

2. 役員一覧	61
3. 日経調の組織	65
(付) 刊行資料等目録	
・調査報告書	67
・その他の刊行物	68

概 況

2018 年度は、世界の経済・社会が大きく揺れ動いた年だった。後で振り返ると、歴史的転換点の年と評されるかもしれないような大きな変化が随所で生じた。

まず、世界経済が減速に転じた。経済協力開発機構（OECD）が算出する景気先行指標や、世界銀行が発表する世界工業生産の伸びは、2018 年初までにピークを過ぎた。アメリカは景気回復が続いたが、減税等の財政刺激によって嵩上げされていた経済成長率は、その効果が途切れるとともに低下した。中国の景気減速が顕著になり、欧州でもドイツやイタリアは年後半にマイナス成長を記録した。このような景気減速は、景気循環上の一時的な変化ではなく、生産性上昇率の低下とそれに伴う潜在成長率の低下、所得・資産格差のかつてないほどの拡大と中間層の消失、過剰設備・過剰債務の整理といった構造変化を反映していると考えられる。主要国における金融政策正常化プロセスの見直しや中国の景気刺激策によって、景気減速に歯止めがかかることが期待されているが、その効果は限定的なものにとどまり、低成長・低インフレ・低金利（いわゆる *secular stagnation*）が常態化する可能性が高い。

次に、各国の政策変更に起因する不確実性が大きく高まっている。*Economic Policy Uncertainty* が公表している世界の経済政策不確実性指数は過去最高水準にあり、そのような不確実性の高まりが経済活動に及ぼす悪影響が大きくなりつつある。

その象徴が、米中経済対立の高まりであろう。トランプ政権による 2018 年春の対中輸入関税引き上げ以来続いている米中経済対立は、貿易不均衡を巡る争いから、5G をはじめとするハイテク分野における覇権争いへと広範化・複雑化してきた。その背景に、中国産業の高付加価値化や競争力の高まりがあり、それを脅威と感じるアメリカによる中国への牽制という構造的要因がある以上、両国協議による一時的な緊張緩和はあり得ても、対立が根本から解消することは難しいと考えられる。

世界第 1、第 2 の経済大国、それも世界中に張り巡らされたグローバル・バリュー・チェーンの結節点に位置する米中の対立は、世界中に悪影響を撒き散らす。実際、関税引き上げの応酬によって世界貿易の伸びは鈍化し、米中と関係が深い国々の経済活動は、日本を含め顕著に減速している。それが企業の投資活動や雇用の委縮を惹起することになれば、その悪影響は、景気の一段の悪化、資源価格の下落、資本流出といった形でさらに大きく現れることになるだろう。第 2 次世界大戦後の世界経済の発展を支えてきた自由貿易に基づく世界の通商システムは、まさしく大きな転機を迎えている。

さらに、イノベーションの進展が、新たな発展の可能性とともに不確実性の高まりをもたらしている。人工知能（AI）をはじめとする新たなイノベーションが急速に進展し、産業・企業・経済社会に及ぼす大きなインパクトに対する認識が深まるとともに、企業はビジネスモデルの変革を通じて、政府は政策の見直しによって、新しいイノベーションへの対応を加速させている。イノベーションが、経済や産業・企業に飛躍の可能性をもたらすことは

言うまでもない。実際、ビッグデータと AI を核とする自動運転の実現や、電気自動車・燃料電池車の普及は、自動車産業の主役交代や既存の産業ピラミッドの解体につながる可能性があると言われている。金融分野のイノベーション（フィンテック）は、既存金融機関のビジネスモデルを大きく揺るがし、ベンチャー企業等新たな担い手の参入と成長をもたらしている。そこで生じる産業・企業の新陳代謝が、経済発展の原動力となってきたことは疑いない。古今東西、イノベーションは経済成長力の原動力であった。

しかし一方で、新たなイノベーションが経済社会を不安定化させるおそれがあることにも注意が必要であろう。AI の発達と浸透が既存の雇用を大きく減らすとの懸念はそのひとつだが、所得格差のさらなる拡大、一部大手企業による市場の寡占化とそれによるイノベーションの委縮、有形資産への投資縮小による経済成長の鈍化といった指摘も増えている。イノベーションが経済成長をもたらすというこれまでのコンセンサスが揺らぎ始めているのかもしれない。

以上のような状況の中で、日本は立ちすくんでいるように見える。景気回復が続き人手不足も深刻化しているが、企業や国民に高揚感はない。イノベーションや働き方改革による生産性の引き上げを企図した累次の成長戦略の策定・実施にもかかわらず、潜在成長率は低下を続け 1%に満たない状態にある。インフレ率も、ここ数年内に日本銀行の目標（2%）が達成されると考える向きは少ない。産業についてみても、米中がイノベーションの覇権争いを続け、両国企業が世界市場の主要プレーヤーとして影響力を強める中で、日本企業が存在感を示すためにはなお多く努力が必要だとの指摘が少なくない。また、人口減少や高齢化が一段と加速する中で、経済成長の維持、年金・医療・介護など社会保障システムの持続性に対する懸念が強まるとともに、地域の存続と活性化、雇用と国民生活の安定、中小企業を含めた産業存立基盤の確保など、多くの課題への対処が求められている。

このような大きな不確実性を孕んだ時代環境の下で、日本の経済、産業、企業、地域、労働者、社会、そして政府がどのように対応して行くべきか、どうやって生き延びていくかを、改めて考え直すことが求められている。その際に、例えばアメリカの経済システムを理想として、経済合理性を基準とする市場メカニズムを通じた新陳代謝とそれによる成長機会の実現を求めるといふ、これまでのいわゆる「構造改革」だけが解ではないということは、アメリカ経済が現在抱える多くの困難を見れば明らかであろう。むしろ、明治維新後の急速な経済発展や第 2 次世界大戦後の目覚ましい経済復興の背景に、それまでに蓄積されてきた産業技術や労働スキル、教育水準、制度的基盤があったと指摘されるように、長い時間をかけて形成されてきた経済・社会システムや思考の特質や強みを生かす形で、日本らしい変革の道筋を探ることが必要なのではないかと考える。

これからの世界の政治経済情勢、日本の経済社会を取り巻く環境は、昨日までと同じではない。激動する世界、不確実さを増す経済を正しく認識し、適切な対応策を考究すべく、当会はさまざまなテーマを設定して調査研究に取り組み、提言を行った。

2018年度は、以下の7つのテーマに取り組んだ。

- ・「日本の強みを生かした『働き方改革』を考える」
- ・「地政学リスクの高まりが日本経済に及ぼすインパクトを考える」
- ・「住民による住民のための持続的・地方的創生を考える」
- ・「新たな漁業・水産業に関する制度・システムの具体像を示せ～漁業・水産業の成長と活力を取り戻すために～」
- ・「『介護離職』防止のための社会システム構築への提言」
- ・「これからの資本主義／グローバリゼーションのあり方」
- ・「改めて中小企業の可能性を問う」

「日本の強みを生かした『働き方改革』を考える」委員会は、猪木武徳 大阪大学名誉教授を委員長として、2016年5月に発足。2019年1月に報告書を対外発表した。

雇用の二極化・賃金格差拡大に対する関心が高まり、働き方改革が進み始める中で、安定した雇用と賃金を再び可能とする諸条件を、現実の雇用・賃金決定メカニズムや人事制度、海外での経験を踏まえて考究し2019年1月報告書発表。

「地政学リスクの高まりが日本経済に及ぼすインパクトを考える」委員会は、柴田拓美 日興アセットマネジメント社長兼 CEO を委員長、吉崎達彦 双日総合研究所チーフエコノミストを主査として、2016年6月に発足。今年度計1回の委員会を開催した。

英国のEU離脱やトランプ政権の誕生など日本経済に及ぼす多様で複雑な地政学リスクを全体としてとらえ、それらの連関や重要性を踏まえつつ、今後の日本経済や産業にとっての具体的なインパクトを評価、提示することを目的に議論を重ねてきたもので、2018年7月報告書を対外発表し、11月にシンポジウムを開催した。

「住民による住民のための持続的・地方的創生を考える」委員会は、片山善博 早稲田大学政治経済学術院公共経営大学院教授を委員長、川崎一泰 東洋大学経済学部教授を主査として、2017年7月に発足。今年度計11回の委員会を開催した。

地方経済がグローバル競争の影響による産業基盤の萎縮、人口減少などにより厳しい現実と直面している現状を踏まえ、本委員会では地域住民が望ましいと考える持続的かつ実現可能な地方再生の枠組みや政策を、住民が考えるための材料を提供するとともに、民間の立場から政府の地方創生に対するオルタナティブを提示すべく議論を重ねており2019年7月に報告書発表予定。

「新たな漁業・水産業に関する制度・システムの具体像を示せ～漁業・水産業の成長と活力を取り戻すために～」をテーマとする第2次水産業改革委員会は、高木勇樹 日本プロ農業総合支援機構理事長を委員長、小松正之 東京財団政策研究所上席研究員を主査として、2017年9月に発足。今年度計11回の委員会、計12回の準備会合を開催した。

日本の漁業・水産業は漁業生産、水産物の流通、加工、消費などあらゆる面の指標で負のスパイラルに陥っており改善のきざしはみられない。また、この悪循環に対する問題意識が

関係者間で共有されておらず、国際社会の環境や持続的開発において日本はイニシアチブをとれていない。こうした状況の中、本委員会では徹底した現状分析と検証を行うことにより新たな漁業・水産業に関する制度・システムの具体像として 2018 年 7 月に中間提言を発表。その後も更なる議論を深め 2019 年 5 月最終報告書発表予定。7 月シンポジウム開催予定。

「『介護離職』防止のための社会システム構築への提言」をテーマとする介護離職問題調査研究会は、結城康博 淑徳大学教授を主査として、2017 年 10 月に発足。今年度計 11 回の委員会を開催した。

団塊世代が 75 歳に達する 2025 年、その子供の団塊ジュニア世代は 50 代前後となり企業にとって中心的な層をなし、多くが親の介護による介護離職の問題に直面する懸念がある。そこで本研究会では現場からの調査研究を主眼とし、介護現場や企業の現場からの視点で団塊ジュニア世代が介護離職をしないですむための社会システム構築の提言を目指す。2019 年 6 月中間提言発表予定。9 月シンポジウム開催予定。

「これからの資本主義／グローバリゼーションのあり方」をテーマとする資本主義委員会は、寺西重郎 一橋大学名誉教授を委員長、吉川洋 立正大学経済学部教授／東京大学名誉教授を副委員長として、2018 年 3 月に発足。今年度、委員会を 10 回開催した。

現代の資本主義やグローバリゼーションに噴出している問題の本質は何か。これからの時代の資本主義、グローバリゼーションはどのようなものであればいいのか、それに基づいてどのような経済成長、イノベーションの基盤、グローバル・ガバナンスを構築すればよいのかなどについて専門的な知見を以って議論し現時点での解を見出す。

「改めて中小企業の可能性を問う」をテーマとする中小企業研究委員会は、加護野忠男 神戸大学名誉教授を委員長、後藤康雄 成城大学社会イノベーション学部教授を主査として、2018 年 12 月に発足。今年度、委員会を 3 回開催した。

担い手となり日本経済の発展に重要な役割を果たしてきた中小企業の実力と潜在力を評価し、また、中小企業金融や中小企業政策、産学連携等の政策的・制度的フレームワークが及ぼす影響も考慮したうえで、中小企業の新たな可能性を率直に描き出すことを目的としている。

なお 2019 年度事業計画では、日本経済を取り巻く不確実性に対処し、経済の成長力や社会の安定性を高める方策を探るべく、以下のテーマ（案）で調査研究活動をスタートさせる予定である。

- ・新しい成長戦略の構想
- ・財政の役割と財政規律を改めて考える
- ・林業再生

以上が調査専門委員会に関わる報告である。

調査部長会を 2018 年 8 月 6 日に「平成 30 年度 年次経済財政報告について」の演題で
茨木秀行 内閣府政策統括官（経済財政分析担当）付参事官（総括担当）を講師として開催
した。

定時社員総会での講演会を 2018 年 6 月 12 日に「加速する中国のイノベーションと台頭
するテクノロジー都市」の演題で伊藤亜聖 東京大学社会科学研究所准教授を講師として開
催した。

春季懇談会は、2019 年 3 月 5 日に経団連会館において開催した。

その他の会議や資料刊行などについてはそれぞれ記載の通りである。

I 2018年度における調査提言活動

1. 2018年度に完了した調査専門委員会

専門委員会名・テーマ	委員長名 主査名	活動期間
「地政学リスクの高まりが日本経済に及ぼすインパクトを考える」委員会	委員長 柴田 拓美 主査 吉崎 達彦	開始 2016年6月 完了 2018年7月
「日本の強みを生かした『働き方改革』を考える」委員会	委員長 猪木 武徳	開始 2016年5月 完了 2019年1月

調査専門委員会により作成発表された調査研究報告より、以下には提言に関わる主要部分を抜粋して記載する。

(1) 「地政学リスクの高まりが日本経済に及ぼすインパクトを考える」委員会

調査報告 2018-1 地政学リスクの時代と日本経済

経済や金融市場の先行きに対する不確実性が高まる時、その要素としてしばしば言及されるのが地政学リスクである。

最近の状況をもて、「アメリカ・ファースト」を標榜するトランプ米大統領の登場は、TPP（環太平洋パートナーシップ）協定や国連気候変動枠組条約（パリ協定）からの脱退、鉄鋼・アルミニウムに対する関税引き上げ等保護主義的措置の実行によって、グローバルな通商システムや経済成長にとって大きなリスクとなりつつある。欧州では、英国のEU離脱まで1年を切り、先行きが不透明な交渉が続く一方で、ポピュリズムの台頭を背景にドイツやイタリアでは政治体制が不安定化している。相次ぐ核ミサイル発射により朝鮮半島の緊張を高めていた北朝鮮が、南北首脳会談や米朝首脳会談の実施・模索、金正恩総書記の訪中と中国習近平総書記との首脳会談に動いたことから、これまでの対立・制裁強化・軍事衝突という国際社会が描いてきた対応が大きく変わる可能性を示しつつある。また中国では憲法改正による国家主席の任期撤廃によって、ロシアでは総選挙によるプーチン大統領の続投によって、それぞれ長期にわたる強大な権力行使が可能となった。それは、トランプ政権下の米国が内向き志向を強めていることと相俟って、これまで米国が主導してきたグローバルな経済・通商・金融システム、安全保障体制に重大な変更を迫る可能性を秘めている。

以上のような地政学リスクが日本経済に及ぼす影響については、これまでもリスク・シナリオの一つとして暗黙裡に考慮されてきた。また、現実に生起しつつある現象、蓋然性が高い変化については、経済成長や企業収益に与える影響が個別・定量的に評価されてきた。しかし、現在のように多様で複雑に絡み合う地政学リスクが、相互の連関も含め総体として日本経済に及ぼす影響については、十分に考慮されてきたとは言えない。例えば、米国による保護主義的措置の広がり、世界貿易の拡大とそれに牽引された経済成長を阻害するばかりではなく、中国やロシアなど政府による統制色が強い経済システム（いわゆる国家資本主義）の広がりを通じて、これまでの経済成長を支えてきたアングロ・サクソン型資本主義の弱体化とそれに依拠してきた民間経済活動の混乱を引き起こす可能性がある。

本委員会はいくつものさまざまな地政学リスクの高まりが、総体として今後の日本経済や産業に及ぼす具体的なインパクトを評価、提示することを目的に組成され、各方面の有識者による議論を重ねてきた。この報告書は、その成果をとりまとめたものである。このような問題意識で地政学リスクの影響を論じた報告は必ずしも多くなく、また地政学リスクを巡る状況は日々急速に変化している。本報告書が、地政学リスクとその経済・産業への影響に関する包括的な議論・分析の嚆矢として、これからの議論の深まりに役立つことを祈念している。

委員会の運営と報告書の作成に当たり、委員長としておまとめいただいた日興アセットマネジメント株式会社柴田拓美代表取締役社長兼 CEO、主査の株式会社双日総合研究所吉崎達彦チーフエコノミストをはじめ、貴重な知見と示唆を惜しみなくご提供いただいた委員ならびに関係者各位に、深甚なる謝意を申し上げる次第である。

2018年7月

7. 提言：地政学リスク時代の日本のあり方

それではこうした「地政学リスクの時代」において、日本はどのように対応していくべきなのだろうか。以下、日本外交、各国との関係、日本企業など7つの項目に分けて提言を行いたい。

7-1：日本外交「日本独自の地政学を構想せよ」

地政学リスクの時代は、本格的な長期政権でないと対応が難しい。たまたま近年は、2012年12月に誕生した安倍晋三内閣が、日本政治としてはめずらしい長期政権となっている。これが一時期のように短命政権が続いていたならば、国際情勢の荒波に翻弄されて不利益をこうむっていたかもしれない。

偶然にも安倍首相は、「地政学マインド」が強い政治家である。第1次安倍内閣の2007年には、訪印の際にインド国会で「2つの海の交わり」という演説を行い、現地で高い評価を得たⁱ。このアイデアが、2016年のナイロビにおけるTICADVIでの基調演説につながっているⁱⁱ。すなわち、「世界に安定、繁栄を与えるのは、自由で開かれた2つの大洋（インド洋と太平洋）、2つの大陸（ユーラシアとアフリカ）の結合が生む、偉大な躍動にほかなりません」。日本としていかにも海洋国家らしい、ダイナミックな地政学を描いていると言えよう。

「自由で開かれたインド太平洋」という言葉は、ベトナム・ダナンで行われたAPEC首脳会議におけるトランプ演説にも引用され、現在では米国外交の用語としても使われている。2017年12月に発表されたトランプ政権の国家安全保障戦略でも、地域戦略の部分の冒頭にこの言葉が盛り込まれているⁱⁱⁱ。日本発のアイデアが、米国の外交方針に使われるということは、日米関係の歴史においても画期的なことであろう。

これに対し、中国は「一帯一路」構想を唱えている。見方によっては、日米など現状維持勢力である「シーパワー」に対し、中国を中心とする新興勢力の「ランドパワー」が挑戦しているようでもある。しかしそのように図式的に捉えてしまうと、それこそ貿易を「ゼロサムゲーム」と見なす「経済ナショナリズム」的思考、バノン式の「食うか食われるか」の陰鬱な世界観に陥ってしまう。

重要なのは、「インド太平洋」の頭についている「自由で開かれた」という形容詞の部分である。日本の役割は、「インド太平洋」という海の構想を描くとともに、「一帯一路」という陸の構想にも選択的に参加していくことであろう。もちろんその際には、中国の国益や影響力伸長の道具に使われることがないよう、十分な透明性と説明責任を確保しつつ、グローバルな規範に基づいて行われなければならない。その意味で、経済活動の主体となる日本企業が果たすべき役割は大きいと言える。

7-2：対米国「トランプ政権を正しい方向に誘導せよ」

日米同盟は日本外交の基軸である。また上述の通り、日米がインド太平洋戦略で一致しているのは意義深いことである。特に昨今の朝鮮半島情勢を考えると、今後も安全保障面での日米の緊密な協調は欠かせない。

その一方で、貿易戦争が本格化するリスクも高まっている。トランプ政権は、①安全保障

を理由にした鉄鋼とアルミニウムに対する追加関税（通商法 232 条）を実施し、加えて②中国の知的財産権侵害に対する制裁関税（通商法 301 条）を実施する構えである。③さらには自動車輸入に対する追加関税（通商法 232 条）も示唆している。こうした動きは、秋の中間選挙を睨んだ一種のスタンドプレイと見られている。

1 年目のトランプ政権は、大型減税の成立や規制緩和の推進など、共和党本来のプロビジネス的な経済政策が目立った。それが 2 年目になると、急速に経済ナショナリズムの色彩を強めている。ニューヨーク出身の大富豪であるトランプは、本来はグローバリズムと親和性が高いはずである。ところが経済ナショナリズムを推進するポピュリストという面も持ち合わせていて、両者の間を行き来しているように見える。

安倍首相はこれまでトランプ大統領の懐に大胆に飛び込み、個人的な信頼関係を構築して、頻繁に首脳会談を積み重ねてきた。トランプ大統領のキャラクターに恐れをなして、他国の首脳が二の足を踏む中であって、一種の「逆張り外交」を仕掛けたともいえる。ただしトランプ大統領の言いなりになっていただけではなく、米国が離脱した後の TPP11 をまとめ上げるなど、「自由貿易を守る」という日本としての言い分もしっかり通してきた。

トランプ政権による二国間中心の交渉手法は、一時的には効果を挙げるかもしれないが、長期的には米国の主張に対する説得力を弱めるのみならず、これまで築き上げられてきたリベラルでルールに基づく国際的な秩序を破壊してしまいかねない。日本外交は米国がより望ましい方向に向かうように粘り強く働きかけていくべきである。

7-3 : 对中国「『一帯一路』構想への選択的な関与を目指せ」

中国の急速な台頭は、国際関係や世界経済に緊張をもたらしている。いずれは米国の覇権に挑戦することとなり、米中両国はいずれ衝突するという「トゥキディデスの罠」を危惧する声もある。しかも中国が国内に常に不安を抱えていて、その分、外に対して攻撃的に出やすくなっている点が問題を複雑にしている。

中国は歴史的に見て、地政学的な発想を得意とする国である。その中国が掲げる「一帯一路」構想は、ユーラシア大陸に海と陸のルートでインフラ投資を行うものである。中国は周辺国に恩恵を施して有利な二国間関係を量産しつつ、しかも中国の行動は誰にも縛られないようにという「国益」を目指している。中国の援助で建設されたスリランカの港湾が、債務返済のために中国の国有企業の手へ渡る、といったケースも見受けられる。

他方、「一帯一路」が国際公共財として有効に働いている面もある。「中央班列」と呼ばれるユーラシア大陸の東西を結ぶ貨物鉄道ネットワークは、2011 年の着工以来着実に発展し、EU と中国間の貿易量を増加させるに至っている^{iv}。日本企業の中でも、欧州向け貨物の一部を海運から陸送に振り向ける動きが始まっている。「一帯一路」構想の前向きな部分に、日本企業が積極的に参加していくことはポジティブな効果が期待できよう。

日中関係における「戦略的互惠関係」とは、「お互いに目指すところは違うかもしれないが、一致できることは協力しよう」というウィンウィンの関係を意味している。「日中友好」というウェットなスローガンを掲げていた時代とは、そこが大きく変わっている。「一帯一路」への参画方法に当たっても、日本としての国益を考えて選択すべきである。

7-4：対北朝鮮「朝鮮半島情勢に一喜一憂することなかれ」

現在、日本が抱える最大の「地政学リスク」が、北朝鮮の核兵器と弾道ミサイル開発にあることは言を俟たない。さらに金正恩委員長は、2018年平昌冬季五輪を契機として「平和攻勢」に出ている。韓国の文在寅大統領はこれを歓迎し、南北統一の機運まで急速に高まっている。そしてトランプ大統領は6月12日のシンガポールにおける米朝首脳会談において、金正恩委員長と歴史的な共同声明にサインした。このままいくと、日本だけが蚊帳の外に置かれたままで、北東アジアの秩序が大きく変わってしまいそうに思えてくる。

ただし、状況は依然として不透明であると言わざるを得ない。過去の経緯が教えるのは、「北朝鮮に善意に基づく互恵の精神は期待できないが、力の論理には敏感に理解する」ことである^v。もちろん北朝鮮の非核化や南北統一が進むのは歓迎すべきことだが、それらはいずれにせよ非常に長い年月を必要とするプロセスとなるはずである。

核とミサイルの脅威については、北朝鮮は基本的に「抑止」の効く相手である。北朝鮮は成果の見込めない武力行使は行わないし、生存を望んでおり、自殺行為をしない^{vi}。こうした状況は、過去数十年にわたって続いてきたことである。日本としての対応策は、従前からの防衛努力を積み重ねるとともに、日米同盟を堅持することに尽きる。北朝鮮に関するリスクは簡単に解消できるとは考えず、管理することに主眼をおいて考えるべきである。

7-5：対ロシア「プーチン政権とのディールは焦らず、当てにせず」

ロシアとの付き合い方は難しい。クリミア併合や米大統領選挙への介入、英国でのスパイ暗殺未遂疑惑などを考えれば、ロシアは明らかに Revisionist Power（現状変更勢力）である。他方、ロシアの現実主義外交の伝統や国力の限界を考えると、ロシアはむしろ Status-quo Power（現状維持勢力）であろうとしつつ、西側とのコミュニケーションに失敗して孤立への道を歩んでいるようにも見える。西側諸国は既に4年以上にわたって対ロ経済制裁を実施しており、それが解除される見通しは今もたっていない。

その点、日本は G7 メンバー国と歩調を合わせて対ロ制裁に参加しつつ、二国間外交ではやや独自色を出している。安倍首相はプーチン大統領と首脳会談を重ね、極東・東シベリア地域における経済協力を試みている。北方領土問題の解決と平和条約の締結という長期的な課題を目指しつつ、中国や北朝鮮に対する牽制として、対ロシア関係をカードとして使いたいという狙いもあるのだろう。

安倍＝プーチン間のディールが成立すれば、日本外交にとって大きな成果となり得る。ただしプーチン政権の対外的な強硬姿勢にはリスクも付きまとう。2024年までという長い任期を持つ相手とはいえ、個人的信頼関係の深追いは禁物である。対ロ関係は「焦らず、当てにせず」の精神で臨むべきである。

7-6：対世界「大阪 G20 サミットをグローバリズム再構築の場に」

かかる地政学リスクの時代において、日本には格好の機会が与えられている。それは2019年6月に大阪で予定されている G20 サミットである。リーマンショック直後の2008年11月、ワシントンで G20 サミットの第1回会合が開かれてから今年で10年目になるが、第14回目

の会合において初めて、日本は議長国を務めることになる。

会議が行われる 2019 年 6 月 28-29 日までには、現在の国際情勢を取り巻くいくつもの不透明性には結論が出ているはずである。

まず今年 11 月の米国の中間選挙では、トランプ政権の保護主義路線に対して米国民の審判が下されていよう。欧州では、2019 年 3 月が英国の EU 離脱交渉の最終期限となっている。朝鮮半島情勢や中東をめぐる諸課題も、その頃にはある程度、落ち着いた状態になっているのではないだろうか。

この時期には、日中首脳による定期的な相互訪問による交流も復活しているはずである。さらにインドは来年 5 月に総選挙を終える予定であり、モディ政権が第 2 期に入っている公算が高い。また 2017 年に妥結に至った TPP11 と日欧 EPA という 2 つのメガ FTA も、2019 年春の発効を目指している。

さらに国内では、「平成の次の時代」が始まるというタイミングで大阪 G20 サミットが開催される。各国が経済ナショナリズムを棚上げし、グローバリズムに回帰する契機とすべきであろう。2019 年にはほかにも即位の礼、TICADVII など日本が舞台となる多くの外交機会が控えており、「地政学リスクの時代」を終わらせるための外交努力を積み重ねたいところである。そのためには、まず日本の政治が安定し、「日本は地政学リスクとは無縁」と見られることが望ましい。

7-7：日本企業「幅広いステークホルダーズに『フックをかけよ』」

フランク・ナイトが喝破したように、ただ「不確実性」を嘆いているようでは企業経営者として失格である。そしてもちろん、政府に対応策をお願いするわけにもいかない。不透明な環境に対して、なるべく多くの選択肢を用意するような周到な経営が求められる。

例えば米国の政権の出方が分からなくて困るといときには、連邦政府以外のステークホルダーズに働きかけるという手段が考えられる。例えば連邦議会、州政府、国際機関、あるいは米国の草の根社会に対し、個々の企業が働きかけを行うことによって政治リスクをヘッジすることもひとつの方法である^{vii}。さまざまなステークホルダーズとの関係を重層的に構築することで、不確実性を縮小することが考えられる。

先の見通しが難しいときには、選択肢を増やすことが対応の基本となる。第 6 章で触れたエネルギー政策がその典型であるが、将来の不確実性に備えるためになるべく多くのエネルギー源を用意しておくことが望まれる。企業経営もまた用心深く、普段からリスクヘッジのための布石を広げておくことが望まれる。

8. 結語：好調な経済を持続して政治の歪みを正せ

最後に世界経済全体として、「不確実な政治情勢」に対してどのように考えるべきかを触れて結びに代えたい。

Financial Times 紙のチーフ・エコノミクス・コメンテーターであるマーティン・ウルフは、2018 年の年頭に「ひどい政治と好調な経済」というコラムを寄稿している^{viii}。すなわち、今年の世界経済は全般的に好調だが、政治はどこの国もひどい状態である。そこで以下の 3 つ

のシナリオが考えられる。

- ① デカップリング・シナリオ（政治と経済は別物で、両方ともそのまま続く）
- ② ダウンサイド・シナリオ（ひどい政治が経済を台無しにしてしまう）
- ③ アップサイド・シナリオ（好調な経済が政治を癒す）

このうち①は「いいところ取り」の楽観論というべきで、確率的には低いだろう。ゆえに経済界としては、②を回避しつつ、③を目指していくほかはない。例えば貿易戦争が本格化すれば、②の可能性が高まってしまう。それは誰のためにもならない。経済が良くなって各国の政治状況が安定し、政治家が余計なスタンドプレイをしなくても良い状態を作ることを目指すべきである。

くれぐれも重要なのは、「国と国との関係はウィンウィンである」というグローバリズムの基本を再確認することである。パノンの「ゼロサム」の暗い世界観は、間違っているのみならず経済にとって非生産的な効果をもたらす。経済活動を活発なものにすることによって、経済ナショナリズムの支持者を減らしていくことこそ、「地政学リスクの時代」に対する根本的な治療法となるはずである。

以上

-
- i 2007年8月22日。 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/19/eabe_0822.html
 - ii 2016年8月27日。 http://www.mofa.go.jp/mofaj/afr/af2/page4_002268.html
 - iii <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2017/12/NSS-Final-12-18-2017-0905.pdf>
 - iv 中国とEU間の貿易量は2017年に前年比二桁増となっている。
 - v 第11回委員会における神谷万丈委員の発言から。
 - vi 第11回委員会における神谷万丈委員の発言から。
 - vii ある企業では、こうした行為に対して「フックをかける」と呼んでいるとのこと。
 - viii 2018年1月11日の日本経済新聞紙上で全文の翻訳が掲載されている。

報告書内容目次

1. はじめに：Brexit とトランプ現象
2. 「地政学リスク」はいかに誕生したか
3. 世界は再び「地政学」の時代へ
4. 21 世紀の地政学はどこが新しいのか
5. グローバル企業が直面するリスクの拡大
6. いつの時代もエネルギーは地政学
7. 提言：地政学リスク時代の日本のあり方
 - 7-1：日本外交「日本独自の地政学を構想せよ」
 - 7-2：対米国「トランプ政権を正しい方向に誘導せよ」
 - 7-3：対中国「『一帯一路』構想への選択的な関与を目指せ」
 - 7-4：対北朝鮮「朝鮮半島情勢に一喜一憂することなかれ」
 - 7-5：対ロシア「プーチン政権とのディールは焦らず、当てにせず」
 - 7-6：対世界「大阪G20 サミットをグローバリズム再構築の場に」
 - 7-7：日本企業「幅広いステークホルダーズに『フックをかけよ』」
8. 結語：好調な経済を持続して政治の歪みを正せ

講師講演録（ホームページ <http://www.nikkeicho.or.jp/> に掲載、13～15 は非公開）

※所属・役職は講演当時

1. 英国のEU離脱選択から1カ月
～不透明なこれからの道のり。根深い欧州社会の分断～
株式会社ニッセイ基礎研究所 経済研究部 上席研究員 伊藤さゆり委員
2. ウクライナ危機後の米露中関係と日露関係へのインプリケーション
東京財団 政策研究部 研究員 畔蒜泰助委員
3. 米大統領選挙の展望
みずほ総合研究所株式会社 欧米調査部 部長 安井明彦委員

4. 中国の行方 習近平の経済・政治・外交
津上工作室 代表取締役 津上俊哉委員
5. OPEC 総会と原油市場
住友商事グローバルリサーチ株式会社 代表取締役社長 高井裕之委員
6. モディ政権下のインド経済
神戸大学経済経営研究所 教授 佐藤隆広委員
7. 地政学の歴史と理論
戦略研究学会 編集委員 奥山真司委員
8. 中東と地政学とトランプ政権
一般財団法人日本エネルギー経済研究所 常務理事 田中浩一郎委員
9. 習近平政権の対外政策
東京大学大学院総合文化研究科 教授 川島真委員
10. 北朝鮮の核兵器・弾道ミサイル問題の地政学リスク
防衛大学校総合安全保障研究科 教授 神谷万丈委員
11. 地政学リスクとは何か（中間報告）
株式会社双日総合研究所 チーフエコノミスト 吉崎達彦主査
12. 共和党と宗教保守票—なぜトランプを支持するのか—
名古屋市立大学 人文社会学部 教授 松本佐保委員
13. 地政学リスクとは何か～マネーとパワーで読み日本の将来を考える～
キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹 宮家邦彦氏
14. 米中関係の現状と日本の選択
一般財団法人アジア・パシフィック・イニシアティブ 研究主幹 加藤洋一氏
15. 内閣官房参与／慶應義塾大学大学院 SD 研究科 教授 谷口智彦氏

委員名簿

(敬称略)

委員 長	柴田 拓美	日興アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長兼 CEO
主 査	吉崎 達彦	株式会社双日総合研究所 チーフエコノミスト
委 員	畔蒜 泰助	東京財団研究員 (2017年1月まで在職)
(五十音順)	伊藤さゆり	株式会社ニッセイ基礎研究所 経済研究部 主席研究員
	奥山 真司	戦略研究学会 編集委員
	神谷 万丈	防衛大学校総合安全保障研究科 教授
	川島 真	東京大学大学院総合文化研究科 教授
	佐藤 隆広	神戸大学経済経営研究所 教授
	高井 裕之	米州住友商事ワシントン事務所長
	田中浩一郎	慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 教授
	津上 俊哉	日本国際問題研究所 客員研究員 現代中国研究家
	松本 佐保	名古屋市立大学 人文社会学部 教授
	安井 明彦	みずほ総合研究所株式会社 欧米調査部 部長
事 務 局	杉浦 哲郎	日本経済調査協議会 専務理事
	竹内 信彦	日本経済調査協議会 主任研究員

外部講師名簿

(講演順、敬称略、所属・役職は講演当時)

宮家 邦彦	キャノングローバル戦略研究所 研究主幹
加藤 洋一	一般財団法人 アジア・パシフィック・イニシアティブ 研究主幹
谷口 智彦	内閣官房参与 慶應義塾大学大学院SDM研究科 教授

(2) 「日本の強みを生かした『働き方改革』を考える」委員会

調査報告 2018-3

日本の強みを生かした「働き方改革」を考える

「働き方改革」は、日本経済の持続的成長実現のために必要不可欠な政策の一つといわれてきた。国際通貨基金（IMF）や経済協力開発機構（OECD）等の国際機関による分析でも、日本経済の成長力を高めるための構造改革のメニューの中に、労働市場改革は必ずといっていいほど含まれる。安倍政権は、首相官邸のホームページに、「働き方改革は、一億総活躍社会実現に向けた最大のチャレンジ。多様な働き方を可能とするとともに、中間層の厚みを増しつつ、格差の固定化を回避し、成長と分配の好循環を実現するため、働く人の立場・視点で取り組んでいきます。」と書いた。そして、2018年6月には働き方推進法案が国会で成立し、時間外労働時間の上限規制、高度プロフェッショナル制度の創設、正社員・非正社員における同一労働同一賃金の実現などが進められることになった。

しかし「働き方改革」は、法案が成立したからといって、直ちに雇用の現場で導入・推進され、その効果が一朝一夕に姿を現すという訳ではない。時間外労働時間の意味ある短縮を実現するためには、業務や組織の見直しと効率化、組織内インフラの再構築、人員の最適配置やスキルの向上といった、幅広い領域における対応が求められる。高度プロフェッショナル制度の運用には、ホワイト・カラー業務における生産性水準の評価という難しい問題が横たわる。同一労働同一賃金の実現には、業務・業績と評価・処遇との対応関係、ひいては人事制度の見直しが不可欠であろう。それも、これまで長い間にわたる試行錯誤や労使間の対話の積み重ねによって形成されてきた、既存の雇用制度、労働市場慣行との連続性や納得性、実施に伴う様々なコストを考慮しつつ、改革を進めていく必要がある。

またマクロ的にみても、期待された「働き方改革」の経済効果がすぐに現れて日本の生産性を顕著に押し上げるとは限らない。日本経済の持続的成長力を押し上げる構造改革において、「働き方改革」はメニューの一つに過ぎない。政府や一部の研究者が、「働き方改革こそが日本の生産性上昇率・潜在成長力を引き上げる」という時、それは実証を伴わない単なるドグマに陥っている可能性もある。

以上のように、「働き方改革」の意義と必要性を認めながらも、その雇用現場への導入と実行（implementation）に関わる課題を抽出・分析し、働く労働者、雇用者としての企業・組織にとって望ましい改革の十分条件をできるだけ具体的に明らかにすべく、2016年5月に本委員会はスタートした。それ以来、労働市場について理論・実証両面における深い知見と洞察力を兼ね備えた研究者や外部有識者によって、議論が積み重ねられてきた。この報告書は、その成果を取りまとめたものである。

委員会での議論が大詰めを迎える中、「働き方改革法案」が成立し、改革は実行・適用の段階に入った。実際、雇用の現場では様々な動きが始まっている。しかし、それを実効あるものとするためには、克服すべき様々なハードルやコストがあるし、それらを事実として正し

く認識する必要がある。先走った思い込みや誤った認識によって行われる改革は、結局のところ挫折するか、後世に禍根を残す歪んだものとなりやすい。本報告書が、改革を正しく進めるための参考になれば幸いである。

委員会の運営と報告書の作成に当たり、委員長としておまとめ頂いた猪木武徳・大阪大学名誉教授をはじめ、各章の分析と執筆に多大なご尽力をいただいた委員の皆様、貴重なご知見とご示唆をいただいた外部有識者の皆様に、深甚なる謝意を申し上げる次第である。

2019年1月

序章 理論の単純な適用ではなく、事実に根差した政策論を

1. 本委員会の問題意識

「働き方改革」の主要な論点は、1) 労働法制の柔軟化（派遣労働の拡大、ホワイトカラー・エグゼンプションの導入、金銭解雇ルール確立）、2) 雇用形態の多様化（限定正社員等）、3) 賃金格差の縮小（同一労働同一賃金）、4) 長時間労働の是正、5) 最低賃金引き上げなど多岐にわたる。改革論の背景には、硬直的な労働慣行が日本の競争力を損ねているという認識に加え、非正規労働者が就業者全体の4割を超える中で、賃金格差の拡大に対する関心が高まったという事情があった。

労働市場には、非正規労働者の増大の他にもさまざまな構造変化があると主張されてきた。技術革新を背景に、雇用が高スキル・高賃金雇用と低スキル・低賃金雇用に二極化する傾向を示し、中スキル・中賃金雇用が縮小する結果、経済成長の基盤であった中間層が薄くなりつつあるとの指摘はその例である。

こうした状況下で、「働き方改革」は、長時間労働の是正によって過労自殺や健康被害を防ぎ、女性の労働力化をさらに促すとともに、多様な働き方の実現や労働力の産業間・企業間移動を容易にして、雇用ミスマッチを改善し、労働生産性を上昇させることを目指すとしている。しかし一方で、それは伝統的な正社員の縮小、それ以外の労働者（限定正社員、パート社員・派遣社員等の非正規労働者等）の増大と固定化や賃金格差の拡大をもたらす可能性を生むとの指摘がある。そして低所得非正規労働者世帯において家族形成が困難なことが少子化に拍車をかけ、経済成長を阻害し、教育投資を減退させ、格差の拡大を再生産することになるというのである。

マクロ経済の専門家は、日本企業が非正規雇用の増大等による労働コスト圧縮の動きを強めた背景として、バブル崩壊、金融危機等に伴う収益悪化に対し、イノベーションに基づく高付加価値事業の創出ではなく、雇用リストラ・賃金引き下げによって収益回復を図ろうとしたことがあると言う。換言すれば、日本企業はバブル崩壊後も金融危機後も、正社員（＝安定雇用）をできるだけ維持しつつ、イノベーションに基づく高付加価値事業の創出に注力することによって収益回復の実現に取り組もうとしてこなかったことが、収益力と成長力の劣化を招いたことになる。

こうした流れを振り返ると、安定的な雇用を持続的に生み出すことは今後はたして可能なのかという問いが生まれてくる。安定的な雇用があってはじめて、平穏な勤労生活と将来に備えた資産の形成が可能になる。これからの日本社会は、安定的雇用が実現できる条件を整え、維持することができるのだろうか。本委員会では近年の激しい市場経済と目まぐるしい技術革新の潮流のなかで、企業内の就業形態の多様化、非正規雇用の位置付け、適切な制度・規制を探究することによって、安定した雇用と賃金を実現できる方策を考察した。

2. 「働き方改革」の前提となっている認識

経済財政諮問会議（2014年4月22日）で民間議員から提出されたペーパー、「持続的な経済の好循環確立に向けて～労働市場改革とルール・仕組みの再構築～」によれば、日本の

生産性向上を妨げている原因として、①雇用形態と雇用システムが硬直的であり、正規の社員間（限定型と無限定型との間）でも、正規と非正規の間でも相互置換が困難なこと、そして個人ベースでも、ライフサイクルに見合った働き方ができないということ、②国際的に見ても長時間労働が常態化し、それが生産性の低下の原因のひとつとなっており、さらに、男性の長時間労働が女性の労働力参加を阻害していることが挙げられている。

こうした指摘は必ずしもデータによって実証されているわけではない。しかし民間議員のペーパーでは、こうした問題点を解決するために、上記の①に対しては、何よりも正社員において多様な働き方（ジョブ型正社員や短時間正社員などの活用）の普及に努めるべきこと、ライフステージに応じた職種転換や専門性を活かした労働移（異）動など、複線型、あるいは多様な働き方が可能になるような人事配置を実現すること、②については、「働きすぎ」改善のための法律や制度・慣行（労働時間上限規制、有給休暇強制取得、労働時間貯蓄制度など）が検討されるべきだとしている。

「働き方改革」を必要だとする論者は、日本の生産性の低さを、無限定正社員を中心とする日本的な長期雇用、労働市場の流動性の低さに求める。具体的には、①高生産性部門への労働移動が困難なこと、ゾンビ企業・産業を救済・存続させていることが生産性上昇を阻害している、②長時間労働や転勤の恒常化が、女性や高齢者の就業機会を減らしている、③既存正社員の削減が困難なことが、新卒採用の抑制と非正規社員の増大をもたらしており、それを是正するためには、無限定正社員の抑制、限定正社員や中途採用の増加、解雇規制緩和等で労働市場を流動化することが必要だと主張する。

こうした主張の代表的論者の論理を、その著作から要約すると以下のようなになる。

（1）八代尚宏氏の議論（八代尚宏『働き方改革の経済学』（2017））

八代氏によれば、高度成長期には、無限定正社員＋専業主婦、終身雇用＋年功賃金、長時間労働＋非生産的社員へのポスト配分の組み合わせ、その結果として市場価値や業績・成果とは別のところで決まる賃金、というシステムが功を奏したという。こうした「メンバーシップ型雇用」システムが、低成長時代を迎えて企業の桎梏となってきたと捉える。

無限定正社員中心の「メンバーシップ型雇用」システムは、生産性が低い正社員も年齢が来れば管理職等で処遇しなければならないし、退職金制度や解雇規制が、労働市場の流動化と高生産性部門への雇用シフトを妨げ、正社員と非正規社員間の同一労働・同一賃金の実現、女性社員の登用に障害となっていると指摘。こうした柔軟性のない無限定正社員中心の雇用体系を改め、限定正社員や中途採用を増やしていくことが必要であるという。そのためには、給与体系を個々の職務範囲を明確にした欧米のような職務給にすること、採用等の人事権を各部門に移譲していくことが不可欠であると考え。同一労働同一賃金を実現すれば、労働市場の流動化が進み、高生産性セクターへの労働移動が拡大し、女性の労働力参加率も上昇するはずだと論じている。

（2）山田久氏の議論（山田久『失業なき雇用流動化』（2016））

山田氏も、成長部門への正社員の「デマンドプル型」労働移動を妨げる日本の雇用システムこそが経済の長期停滞の元凶であるとする。現実に日本で広がっているのは、停滞部門がコスト削減のために非正規社員を増やす形の雇用シフトを推し進める「コストプッシュ型」労働移動であり、この現象は特に中小企業で多くみられるとする。

「デマンドプル型」労働移動が生じにくいのは、「賃金調整は速く雇用調整が遅い」日本の雇用システムが、賃金削減で不採算事業を温存させ、環境変化に適応した事業モデルの構築を遅らせていると考える。したがって「雇用調整は速く賃金調整が遅い」パターンへ方向転換することが必要だとする。労働移動と経済活性化の関係は一義的なものではなく、「デマンドプル型」労働移動は経済活性化にプラスだが、「コストプッシュ型」労働移動は経済活性化にマイナスであると指摘している。

経済活性化につながる雇用流動化（「デマンドプル型」労働移動）は以下の条件で可能であると山田氏は考える。①企業が事業環境の変化を捉え、5年先・10年先を見越して、成長分野や新規事業へリソースを振り向けること、②財・サービス市場の成長を阻害する要素を取り除くこと（いわゆる「構造改革」）、③職種限定型の雇用契約・雇用管理方式を導入すること、④成長分野で必要となるスキル・知識の習得を支援する人材教育システム（職業能力認定制度、大学教育の産業知識・スキルへのシフト等）の充実、⑤「攻めのリストラ」に伴う「失業なき労働移動」を実現するための仕掛け（企業・労組・政府による再就職支援等）が必要であると山田氏は説いている。

3. 「働き方改革」の前提の問題点

前節で要約した八代氏や山田氏の所論は、教科書で教える経済理論からすると、きわめてオーソドックスな議論ではある。しかしそれは現実の企業内・企業外の労働市場を考えた場合、現実的な政策論であろうか。移動や転職に伴うコストに対して十分な考慮がなされているだろうか。移動の便益のみに注目し、現実にもたらす費用についての考察が欠落してはいないか。特に、従業員の技能習得とキャリア形成、技能の習得におけるOJTの占める役割などを考えた場合、両氏の議論は極めて観念的な議論に映り、その主張がどれほど実証データに裏打ちされているのか疑問無しとはしない。

企業内キャリアの経験＝スキル・ノウハウ・社内ネットワーク蓄積の重要性を軽視してはいないか。限定正社員や非正規社員だけがが増えて正社員が減少していったら、管理者・経営者として必要なスキルや知識・経験をどこで身につけるのか。実際、企業のマネージャー階層からそのようなスキルを身につける機会や余裕が奪われていることが、企業の現場で問題化しているとの指摘もある。また、流動的で効率的な労働市場を実現するためには、労働者個々人が持つスキルの適切な評価が不可欠だが、それは可能であろうか。流動的な労働市場において、適切な社内評価の積み重ねをどのようにして実現するのか。社内評価の蓄積そのものが軽視される結果、適切な就業機会が失われる可能性がある。

「流動化」論者は、低成長時代に入り正社員を解雇できなかったことが非正規社員を増やしたとしている。正社員を解雇できれば、新規採用を抑制することもなかったし、非正規社員を増やすこともなかったと考えている。しかしこの認識は、OECDなどの報告書と必ずしも一致しない。

実際、統計を丹念に調べた研究では、低成長時代に入り、多くの企業は賃金カーブをかなりの程度寝かせてきた（＝正社員の生涯賃金を削減してきた）ことが示されている。（神林龍『正規の世界・非正規の世界 現代日本労働経済学の基本問題』（2017年））。さらに、付加価値を高めるべく社員教育や能力活用を図る代わりに、ただ雇用コストを削減してきた（そ

の帰結が非正規社員の増大) ことに問題があったとする指摘もある(福田慎一『21世紀の長期停滞論』(2017年))。

(1) 「低生産性」という判断への疑問

仮に外部市場から管理職を市場相場の報酬で雇い入れるとしても、それが内部人材より優れているかどうかは自明ではない。また、労働移動率の低下という最近のアメリカの経験が示しているように、雇用の安定が失われること(ジョブ・セキュリティの劣化)が、労働市場の流動化を妨げるとも考えられる。

そもそも「生産性」という概念とその計測そのものに曖昧な点が残る。「働き方改革」支持論が期待している「生産性の上昇」についての実証面での検討は、十分とは決して言えないのが現状ではなかろうか。労働市場の流動性が高まると経済全体の生産性は上がるのだろうか。後述するように、実証研究の分析結果は確定しているわけでもなく、多くの実証研究がこの「流動化」論者の主張を支持しているとは言い難い。

日本の「生産性」の低さや低迷の要因について分析したものは多い。不良債権の累積や追い貸しに伴う高生産性セクターへの資金配分の抑制、その帰結としての設備投資の委縮を低生産性の主因とする議論はその代表的なものである。しかし労働市場の硬直性がどの程度影響しているのかという研究も乏しいのが現状である。

しばしば引用される OECD 対日経済審査報告(2017年)は、世界的な生産性鈍化の主因を企業間の生産性格差の拡大に求め、その背景には、先端企業からその他企業への技術や知識の伝播の減少、パフォーマンスの悪い企業(ゾンビ企業)が市場から退出せず長く生き残り非生産的な活動に資源を閉じ込めてしまうこと、高技能労働者の特定企業へのさらなる集中、市場支配力やレントシーキングが先端企業へ集中する傾向があると分析している。OECD は生産性の低迷が日本では特に顕著であると指摘する。しかし低生産性の諸要因の一つとしての労働システムの硬直性が、上記諸要因と比べてどの程度の重要性を持ったものなのかは明らかにされていない。

日本のマクロエコノミストも、日本の生産性が低迷している要因として、無形資産投資、とりわけ企業組織効率化のための支出や人的資源レベルアップのための投資の抑制、非正規社員増大によるスキル蓄積の遅れを指摘している。その背景として、労働市場の硬直性を挙げているのだが、それが実際にどのような形でどの程度の影響を及ぼしているかについて、具体的な分析がなされている訳ではない。(深尾京司『「失われた 20 年」と日本経済—構造的な原因と再生への原動力の解明』(2012年))

(2) イノベーションへの過剰な期待

以上のような分析を振り返ると、労働市場流動化策によって、日本の労働生産性が本当に引き上げられるのかどうかは全く不確かである。最近における先進国共通の問題は、生産性上昇率の低下である。とくにアメリカでは、人工知能の活用による新たなビジネスの創出、3DプリンターやIoTによる生産工程の自動化が進展しているにもかかわらず、生産性上昇率が大きく低下している。

その背景として、イノベーションの小粒化・矮小化(Robert J. Gordon “The Rise and Fall of American Growth: The U.S. Standard of Living Since the Civil War” (2017))、Winner-take-all という経済の寡占化の進展による競争の抑制・委縮とイノベーションの創

出力の低下、政府規制の強化や財政赤字の拡大等による草の根イノベーションの委縮（例えばエドモンド・フェルプス「なぜ近代は繁栄したのか 草の根が生み出すイノベーション」(2016)）、生産性計測上の問題等が指摘されている。しかしどの要因が生産性停滞の真の原因なのかについてコンセンサスが形成されている訳ではない。つまり、生産性の停滞は多くの要因が複雑に絡み合っている生じており、労働市場が流動化すれば生産性が大きく上昇するといった命題が必ず成立するわけではない。

とりわけ日本においては、これまで議論されてきたもの以外にも、生産性を停滞させていると思われる要因はいくつか指摘されている。例えば、コンビニの店舗増大・売り上げの拡大による高頻度配送、アマゾンに代表される E コマースの急成長とそれに伴う配送ニーズの増大（再配達を含む）は、消費者の利便性と引き換えに生産性を低下させている可能性がある。また、デパートなど小売り店舗では多くの店員が丁寧に顧客対応に応じているが、それが顧客満足度を高める一方で、小売業・サービス産業の生産性を低下させているかもしれない。店員が少なく、顧客がレジで長い列を作っている欧米の店舗とは大きな違いである。

また、「海外では解雇規制が緩いので効率的な労働移動が行われている」としばしば指摘されるが、この認識は正しいのだろうか。「欧米では詳細な職務記述書 (job description) があり個々の労働者の職務が明確に規定されている」というが、職務記述書は仕事をどこまで具体的に記述しているのか。つまり「働き方改革」がよく引き合いに出す「海外事情」に関する理解が、実態を正確に把握したものであるかについても、改めてチェックする必要がある。

4. 労働市場の流動化、生産性、イノベーションⁱ

労働の流動化が生産性を高め、イノベーションも活発化するという主張も、実証研究を必要とする。労働の限界収入生産性が低い企業から高い企業への労働移動は、生産性（したがって全体的な生産高）を高める、という限界生産力均等化原理は確かに経済学の教科書が説くところではある。すべての部門あるいは企業で労働生産性が均等化することが利潤最大化の必要条件であるからだ。

この「系」として、成長の減衰は、新規参入と労働の再配分の減少によるという命題が生まれる。これは理論的には（ある仮定・条件を満たす理論モデルの世界では）正しい。近年、この限界生産力均等化理論に基づく労働移動促進論が「不況脱出策」としてしばしば論じられている。しかし現実に生起している現象にこの理論を直接当てはめることはできない。この種の論の多くには、労働移動によって必要とされる業種・職種の転換は、職業訓練によって対応するという政策論が付いている。そして多くの論者は、革新的 (innovative) な新企業の立ち上げ（いわゆるベンチャー）こそが、そうした生産性の上昇の端的な例であり、ベンチャーにこそ、公的資金を投入すべきであると論じる。だが事態はそのような単純な政策で解決するほど、イノベーションとマクロの労働生産性は直結してはいない。労働者の移動とベンチャー・ビジネスが生産性の向上に直接結び付くという図式はあまりにも単線的だ。そこには、教科書の「理論」と複雑な「現実」とを混同したナイーブな楽観論が見受けられる。

(1) 「流動化」が生産性を上げるというのは「神話」であるという研究

実際、近年、データを重視する研究者たちからこうした「臆説」に対して強い疑問が投げかけられており、その中のいくつかの実証研究は、限界生産力理論の現実妥当性に対する重要な反論を提示している。そうした研究の中で、注目に値する Chang-Tai Hsieu and Peter Klenow (2017)を紹介しておきたい。

彼らの問題意識の出発点は、もし「教科書的命題」、即ち生産要素の再配分による効率性 (allocative efficiency) が成立していれば、企業間の生産力の「散らばり (dispersion)」は減少するはずであるが、そのような現象は観察されるのかというところにある。言い換えれば、労働移動や企業の創業・退出の低下が、2005年以降の米国経済の停滞の主たる原因だとする議論が盛んになったことへの疑問がその出発点となっている。

この「教科書的命題」が正しいとするならば、労働者が生産性の高い企業や部門へと再配分され、限界収入生産性の「散らばり」は増加することはないはずだ。さらに、もし経済で多くの技術革新が、新規設立企業ではなくて、既存の企業内の内部異動で起こっていれば、労働の再配分 (企業間移動) は想定されているような、経済成長にとって重要な要因とはならないと考えられる。

彼らが提示している証拠は次のようなものである。第一に限界収入生産性の散らばりはむしろ拡大していること、したがって、労働の再配分 (reallocation) は米国経済にとってそれほど重要なプラス要因ではなかったということ。第二に、シミュレーションでは、多くの技術革新の成長への貢献は既存企業 (創設5年以上の) によるものであって、新規参入企業の技術革新によるものではないこと、が挙げられる。すなわち、成長への貢献は、労働の再配分にあるのでも、ベンチャーによる技術革新によるものでもないというのが、彼らの研究の結論である。つまり、労働移動が生産性を高めるというのは「神話」だということだ。既存企業による技術改良 (incumbent improvement) の方が、新規参入による創造的破壊 (creative destruction) よりも成長への貢献は大きい。ほとんどの innovation は、既存の企業が自社の製品を改良・改善することによって生まれている。既存企業を置き換えるような新規参入や急成長の企業によるものではないのだ。

(2) 「構造改革」が労働移動のコストを低下させるか

こうした研究とは別の視点から、様々な「構造改革」によって労働移動のコストを軽減し得るのか否かを強調する研究もある。制度的な要因や「市場の摩擦」が、生産性の低い分野から高い分野への労働の再配分に費用を課し、集計的な労働生産性のロスを生み出す点を計測する研究である。新しいところでは、ElFayoumi, Ndoye, Nadeem, and Auclair (2018) がその代表的なものであろう。同論文は、国別 (クロス・カントリー) の産業部門別データを用いて、部門別の労働調整の速度を計測、同時にガバナンス、労働市場、製品市場、貿易の開放度、金融部門の構造改革が、労働の再配分の費用をどれほど低下させているのかを推定している。結果として、調整速度は部門と所得階層によって異なるものの、平均すると部門別雇用のシェアは、労働生産性のギャップを毎年 13.7% ずつ均衡配分へと近づけていくという結果を得ている。金融市場の自由化、官僚的手続きの簡略化、強い司法的・行政的規制環境、貿易自由化、上質な教育、柔軟な労働・製品市場などの「構造改革」は、より効率的な労働の (低生産部門から高生産性部門への) 再配分と有意な相関を持つと主張している。

ただしこの種の実証研究は、因果関係に言及できるほどにははっきりした理論モデルが存

在しているわけではなく、統計的な相関関係の推定にとどまっている。したがってその評価には慎重でなければならない。相関関係を認めることと、因果関係に基づく政策提言との間には越えなければならない大きな溝が存在するのである。

(3) 移動のコストについての考察

いずれにしても、「雇用流動化」に関して論ずる際には、教科書的な論理だけではなく、移動のコストについての十分な議論が不可欠であることは強調してもし過ぎることはない。その点で、江口（2014）は流動化を論ずる際の必読文献のひとつとなっている。江口論文は論点を3つに分けている。ひとつは、事実に関して慎重な観察をすべきだとしている。通説を無限定に受け入れてしまうことについて、「ヨーロッパの国々と日本とのマクロ経済指標を比較し、日本の失業率や労働生産性などのパフォーマンスは必ずしも悪くない」こと、さらに「OECDの雇用保護指標で見ると、デンマーク、オランダ、スウェーデンは、少なくとも日本よりも正規労働者の解雇がしにくい国である」ことに注目すべきだとしている。

第二に、解雇がもたらす労働者への経済面・健康面での影響についての米国の実証研究を紹介しながら、流動的だとされる米国の労働市場でも、解雇によって10~15%の報酬の低下が長期的に見られること、健康面や家族の教育面での悪影響も報告されていると指摘する。第3点として、労働移動によって仕事へのインセンティブが失われる点を挙げている。

このような研究成果を振り返ると、少なくとも、経済学の限界生産力説が説くところの「低生産部門から高生産部門への労働移動が経済的拡大をもたらす」という主張は、現実の労働政策・経済政策としては移動の「コスト」を考えない非現実的な政策論であると言わざるを得ない。

5. 報告書の構成と解題

以上のような問題意識から本研究会は、「働き方改革」論のベースとなっている考え方や事実認識をデータに基づいて再検討することによって、日本の労働市場改革に再検討を促し、同時に日本にとって望ましい労働市場制度の在り方を探るための材料を提供しようと試みた。

各委員が執筆した論文は大きく二部に分かれる。第I部は正規・非正規の区分に付随する問題を、「同一労働同一賃金」論、短時間労働の組合員の実情、非正規の量的把握とその国際比較を分析した3つの論文からなる。第II部は企業の人材育成・人事権の問題、仕事表と人材育成の問題、日仏比較を念頭に置いた労働生産性の比較、成果主義的賃金制度の賃金表への影響、の4テーマを論じている。各々の論文の概略は以下の通りである。

<第I部>

まず第1章「同一労働同一賃金」の「同一労働」とは何か―日本への適用―（石田光男執筆）は、この研究会の主題への接近の方法的視座を定めることに力点を置いている。この問題が難問であるのは、従来の雇用関係論における労働支出（＝労働サービス）の研究に欠陥があるからだとして石田氏は指摘する。そしてこの欠陥は労働支出の制度論（＝ガバナンス機構）の構築を通じて克服されるべきだと提唱する。この方法的視座を前提に、過去20年ほどの「成果主義的人事改革」のもたらした変化を整理し、(1)仕事論の運用化を通じた、正

規・非正規の雇用区分と正社員内部の社員等級の設定方法、(2) 仕事論の「合意」の手續化、(3) 仕事論と賃金論との整合性の確保、の三点から、論題への接近を図っている。

1997 年をピークに正規雇用は減少し続けてきたが、2014 年で減少に歯止めがかかり、2017 年には 3,423 万人まで回復した。一方、非正規雇用は依然として増加し続けており、非正規雇用比率は 4 割近くに達している。非正規雇用者の中には、自らこうした働き方を選択する人もいるが、不本意ながら非正規の職に就いている人もいる。また、総じて正規雇用者に比べて非正規雇用の処遇が低いことから、低賃金層を増やす結果となっている。そのことが中間層の縮小とともに、格差の拡大や社会的分断を生んでいる。

第 2 章 非正規雇用者の集团的労使関係への組み込みと処遇改善（逢見直人執筆）は、有期・パート・派遣などの非正規雇用が増えている中、こうした雇用者を労働組合に取り込むことで雇用の安定化と処遇の改善が実現できている事例を紹介する。これらの組合は非正規雇用者の多数をカバーしているとは言えないが、好事例と成り得るし、この方式が今後拡大する可能性があると考えられる。

もとより、正規雇用と非正規雇用との処遇の均等・均衡を図ろうとすれば、非正規の人事制度の見直しは不可欠だ。その見直しに当たっては、正規労働者の意見・利益だけでなく、パート・有期労働者の意見・利益を吸収して議論を重ねる必要がある。また、格差を生む背景には、非正規雇用者には企業による能力開発の機会が十分に与えられていないという問題もある。これを改善するためにも、企業労使の取り組みが求められる。そこに集团的労使関係の重要性が浮かびあがってくる。非正規労働者の組織化を進め、正規、非正規の従業員意見を労働組合が代表することが労使関係を進展させる重要な契機となる。

非正規労働者について、その実態、背景、雇用の安定性や正規労働者との賃金格差、スキル、能力開発などについて、世界相場から見て日本はどのような位置にあるのだろうか。

第 3 章 非正規労働の国際比較（三谷直紀執筆）はその点についての国際比較を行っている。結果として、(1) 日本の非正規労働者割合は主要国の中では高いこと、(2) 非正規労働者は、一般に若年層や低学歴層が多いが、日本では例外的に女性と高齢者が多いこと、(3) 非正規化の背景には IT 化やグローバル化の影響による労働市場の二極化という構造変化もあると考えられること、(4) 非正規労働者で雇用不安が高いにもかかわらず、賃金は低い傾向にあること、(5) 総じて、有期雇用に就くことは後に正規雇用へ転換する機会を減少させないが、早い時期に正規雇用に就けなかった者は非正規の「罫」に陥る傾向があること、(6) 認知スキルを比較すると、非正規労働者の方が低い傾向にあるが、日本ではほとんど差がなく、女性ではむしろ非正規労働者の方が高いこと、(7) 非正規労働者に対する能力開発機会が乏しいことが、非正規から正規への転換を難しくするとともに、賃金格差の一因にもなっていること、などを明らかにした。欧米では有期雇用問題は若年の移行過程の問題でもあり、技術革新の進展等による構造変化を踏まえた対策が求められるが、日本では国際的にみて正規も非正規も認知スキルが極めて高いのにもかかわらず、女性の非正規労働者を中心に、十分にそのスキルを活かしきれておらず、スキルを活用する工夫が求められていることを指摘している。

<第 II 部>

第 II 部は企業内の人事制度、賃金制度、人材育成の問題を論じた 3 論文と、生産性の上昇と個人の生活のバランスの問題にまで踏み込んだ論文を加えた 4 つの章からなる。

第4章 企業の人事権と転勤：企業・社員調整型キャリア管理への転換の必要性和課題（佐藤博樹執筆）は、雇用システムの特徴を把握するために、社員の配置・異動に関する広範な人事権を日本の企業が保有していることに着目し、人事権の所在に基づいて雇用システムの類型化を行う。雇用システムの類型化に基づいた国際比較調査を踏まえ、日本の雇用システムの特徴を再整理する。それに基づき、日本の雇用システムの特徴として、企業が包括的な人事権を保有して社員の配置・異動などの人材活用を行っていることが提示される。続いて、包括的な人事権を論ずるために転勤問題を取り上げ、その見直しの必要性が生じていると指摘する。例えば最近では、共働き世帯の増加や社員の価値観の変化などから、企業は、従来のような転勤管理を維持することが難しい状況に直面しているため、社員の配置・異動を行う従来の人材活用に変化が起きる可能性があるのか検討している。

前節で、「流動化」論が主張する生産性の上昇には、移動に伴うコストに関する考慮がないと指摘した。移動の便益のみに注目し、現実に移動がもたらす費用についての考察が欠落しているのだ。

第5章 仕事表（スキル・マップ）による人材育成とOJT（脇坂明執筆）は、従業員の技能習得とキャリア形成、技能の習得におけるOJTの占める役割などを考えた場合、「流動化」論が観念的であることの傍証を与えている。

この章は、OJTの中身を端的に表す「仕事表」（技能マップ）について考察する。独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）2016年調査（「ものづくり産業を支える企業の労働生産性向上に向けた人材確保、育成に関する調査」）を用いて、製造業における仕事表の普及度とほかのOJTの方法や慣行との関係を見る。そこではジョブ・ローテーションだけでなく、個別育成計画やOFF-JTが充実している企業において、技能マップが利用されていることがわかる。技能職だけでなく、ほかの職種、とりわけホワイトカラーへの普及可能性について、製造業B社の事例を見る。B社では、パートを含め全社員の技能マップが存在する。全体として技能マップの機能と限界をまとめると、機能としては、日々の職場のやりくりや中期の人材育成に効果をもつこと、ホワイトカラーにおいても十分、普及する可能性があること、限界としては、直接、人事考課に反映することには慎重であるべきだとしている。

第6章 成果主義的な賃金制度が伝統的な昇給方法に及ぼす影響に関する一考察（西村純執筆）は、成果主義的な賃金制度が伝統的な昇給方法に及ぼす影響について明らかにしている。この問題にアプローチするために、特に人事・賃金制度の成果主義化による賃金表の変化とその下での昇給のルールに注目している。成果主義は、市場をより意識し、人事・賃金制度を設計し直した動きであり、具体的には、製品市場との結びつきが強い要素、すなわち、経営戦略、組織構造、事業計画などの要素を起点に、社員格付け制度を設計し直すと共に、賃金表の中に労働市場の持つ機能、すなわち、均衡点への価格調整機能を取り込んでいると考えられる。しかしながら、これらの変化は、外部労働市場や職種別労働市場がそれほど発達していない環境下における日本風の市場の取りこみ方と言え、市場化＝欧米化という、単純な収斂化として解釈するには留保が必要な部分が多分に残されていると指摘している。

最後に、第7章 労働市場と労働生産性に関する若干の考察（奥西好夫執筆）は、日本における産業別の労働生産性と賃金、雇用、労働移動の関係、また日仏比較を通じた賃金規制の労働生産性への含意について、簡単なデータ分析や経済的推論を用いて考察している。同論文は、まず、2010～2015年のデータを用いて、高労働生産性産業で賃金も高いという傾向はあるが、雇用増減との間には明確な相関関係はないと指摘する。また、低賃金、低労働

生産性産業で労働移動率は高いが、高賃金、高労働生産性産業の労働移動率は低い。すなわち、労働力流動化によって雇用が低生産性産業から高生産性産業に移動するとの主張には無理があるとしている。

また、フランスでは高い最低賃金によって低賃金層の雇用機会が減少し、それによって低価格サービスの減少、さらに資本への代替が生じ、労働生産性が高いことを紹介する。日本でも、今後、最低賃金の引き上げや労働力不足によりフランス的傾向が広まる可能性がある。しかし、失業増加や低価格サービスの市場からの消失など、低所得層の厚生水準の低下が懸念され、公共サービスやセーフティネットの充実が課題となる。このような諸点を考慮すると、単に生産性を上げれば（あるいは、上がれば）よいということではなく、社会全体の姿、個人の生活（市場労働、市場外労働、余暇など）の選択が問われているということになる。

i 本節の議論は次の論文に拠っている。Martin Neil Baily, Charles Hulten, and David Campbell, “Productivity Dynamics in Manufacturing Plants,” *Brookings Papers: Microeconomics*, 1992, 4, 187-267
Foster et al.(2001), “Aggregate Productivity Growth – Lessons from Microeconomic Evidence,” *New Developments in Productivity Analysis*, Chang-Tai Hsieu and Peter Klenow (2017), paper presented at Federal Reserve Bank of Kansas City Economic Policy Symposium, September 10. Daniel Garcia-Marcia, Chang-Tai Hsieh, and Peter J. Klenow (2016), How Destructive is Innovation? (この論文は企業間の Job Flows のデータを用いている) 江口 匡太 (2014)、「雇用流動化で考慮されるべき論点 – 解雇がもたらす影響について」『日本労働研究雑誌』No.647/June 2014、ElFayoumi, Ndoeye, Nadeem, and Auclair, “Structural Reforms and Labor Reallocation : A Cross-Country Analysis,” IMF Working Paper WP/18/64 March 2018

報告書内容目次

序章 理論の単純な適用ではなく、事実に根差した政策論を	……………猪木 武徳 ……………杉浦 哲郎
第 I 部	
第 1 章 「同一労働同一賃金」の「同一労働」とは何かー日本への適用ー	……………石田 光男
第 2 章 非正規雇用者の集団的労使関係への組込みと処遇改善	……………逢見 直人
第 3 章 非正規労働の国際比較	……………三谷 直紀
第 II 部	
第 4 章 企業の人事権と転勤：企業・社員調整型キャリア管理への転換の必要性と課題	……………佐藤 博樹
第 5 章 仕事表（スキル・マップ）による人材育成と O J T	……………脇坂 明
第 6 章 成果主義的な賃金制度が伝統的な昇給方法に及ぼす影響に関する一考察	……………西村 純
第 7 章 労働市場と労働生産性に関する若干の考察	……………奥西 好夫

講師講演録（ホームページ <http://www.nikkeicho.or.jp/> に掲載、10 は非公開）

※所属・役職は講演当時

1. 人事・賃金制度の変遷について
労働政策研究・研修機構 研究員 西村純委員
2. 日仏労働市場の比較

法政大学経営学部長 教授 奥西好夫委員

3. 「非正規」から「正規」への移行の論点

学習院大学経済学部 教授 脇坂明委員

4. 非正規労働の組織化、均等待遇と正社員化について

日本労働組合総連合会 事務局長 逢見直人委員

5. 非正規労働の国際比較

岡山商科大学経済学部 教授 三谷直紀委員

6. 日本的雇用慣行とは何か

同志社大学社会学部 教授 石田光男委員

7. ダイバーシティ経営の課題

東京大学 名誉教授 佐藤博樹委員

8. 「安定した雇用と賃金はもう戻ってこないのか？」論点整理

日本経済調査協議会 専務理事 杉浦哲郎

9. 問題点の整理と報告書の構成

大阪大学 名誉教授 猪木武徳委員長

10. 日本の労働市場の課題：働き方改革と賃金抑制、雇用の流動性

早稲田大学教育・総合科学学術院 教授 黒田祥子氏

11. 日本の雇用形態について

株式会社ニッチモ 代表取締役 海老原嗣生氏

委員名簿

(敬称略)

委員長	猪木 武徳	大阪大学 名誉教授
委員 (五十音順)	石田 光男	同志社大学社会学部 教授
	逢見 直人	日本労働組合総連合会 会長代行
	奥西 好夫	法政大学経営学部 教授
	佐藤 博樹	中央大学大学院戦略経営研究科 教授
	西村 純	労働政策研究・研修機構 副主任研究員
	三谷 直紀	岡山商科大学経済学部 教授
	脇坂 明	学習院大学経済学部 教授
事務局	杉浦 哲郎	日本経済調査協議会 専務理事
	竹内 信彦	日本経済調査協議会 主任研究員
	今泉 洋	(前) 日本経済調査協議会 主任研究員 (現) 昭和電工株式会社 購買・SCM 部 (CSR・管理グループ) マネージャー

外部講師名簿

(講演順、敬称略、所属・役職は講演当時)

黒田 祥子	早稲田大学教育・総合科学学術院 教授
海老原 嗣生	株式会社ニッチモ 代表取締役

2. 2018年度末において継続中の調査専門委員会

(1) 「住民による住民のための持続的・地方創生を考える」委員会

2017年7月開始 当年度11回開催

委員長：片山 善博 早稲田大学 政治経済学術院 公共経営大学院 教授

主 査：川崎 一泰 東洋大学 経済学部 教授

委 員：井手 英策 慶應義塾大学 経済学部 教授

大久保敏弘 慶應義塾大学 経済学部 教授

岡田 豊 みずほ総合研究所株式会社 調査本部 政策調査部 主任研究員

小田切徳美 明治大学 農学部 教授

川田 文人 一般財団法人北陸経済研究所 エグゼクティブフェロー

里村 正治 フィデアホールディングス株式会社 名誉顧問

平尾 勇 株式会社地域経営プラチナ研究所 代表取締役

牧野 光朗 飯田市市長

安井 孝之 Gemba Lab 株式会社 代表取締役

山下 祐介 公立大学法人首都大学東京 都市教養学部 准教授

渡辺 豊博 特定非営利活動法人グラウンドワーク三島 専務理事

当年度講師（講演順、外部講師の所属・役職は講演当時）：

川田文人委員、井手英策委員、大久保敏弘委員、里村正治委員、

福田幸二氏（株式会社日立製作所 研究開発グループ 基礎研究センター

日立京大ラボ 主任研究員）、池田氏（NSGグループ 代表）、

片山善博委員長

(2) 第2次水産業改革委員会

2017年9月開始 当年度、委員会11回開催

2018年7月中間提言発表（注）

顧 問：阿部 泰隆 神戸大学名誉教授

弁護士

八田 達夫 公益財団法人アジア成長研究所 理事長

委員長：高木 勇樹 特定非営利活動法人日本プロ農業総合支援機構理事長

主 査：小松 正之 公益財団法人東京財団政策研究所 上席研究員

委 員：有菌 眞琴 水産アナリスト

伊藤 裕康 中央魚類株式会社 代表取締役会長

伊藤 宏之 有限会社美濃桂商店 会長

柏木 康全 三菱商事株式会社 執行役員 生鮮品本部長

酒井 健 株式会社極洋 専務取締役

（2018年7月～）

佐野 慎輔 株式会社産業経済新聞社 産経新聞特別記者 兼 論説委員

志田 富雄 株式会社日本経済新聞社 編集局 編集委員 兼 論説委員

島貴 文好 株式会社仙台水産 代表取締役会長

多田 久樹 (元) 株式会社極洋 代表取締役会長

(～2018年6月)

田村 忍 株式会社高知銀行 地域連携ビジネスサポート部
取締役部長

土谷美津子 イオンリテール株式会社 取締役
執行役員副社長 近畿カンパニー支社長

福島 哲男 株式会社福島漁業 代表取締役会長

的埜 明世 日本水産株式会社 代表取締役社長 執行役員

村井 利彰 株式会社ニチレイ 代表取締役会長

矢野 雅之 株式会社ベニレイ 代表取締役社長

専門委員：浦和 栄助 東京都水産物卸売業者協会 専務理事

川崎 龍宣 株式会社みなと山口合同新聞社 みなと新聞 顧問

澤野 敬一 水産アドバイザー

武田 美隆 桃浦かき生産者合同会社 顧問

当年度講師（講演順、外部講師の所属・役職は講演当時）：

有菌眞琴委員、浦和栄助専門委員、小松正之主査（計3回）、

柏木康全委員（計2回）、矢野雅之委員、的埜明世委員、酒井健委員、

川崎龍宣専門委員、土谷美津子委員、田村忍委員

坪内知佳氏（萩大島船団丸/株式会社 GHIBLI 代表取締役）

屋茸利也氏（日本水産株式会社 養殖事業推進部長）

中山嘉昭氏（全国水産加工業協同組合連合会 代表理事長）

堤坂猛氏（全国水産加工業協同組合連合会 常務理事）

川口晃弘氏（極洋水産株式会社 取締役 事業部長）

茂木陽一氏（特定非営利活動法人水生生物の資源と環境を守る会 理事長）

垣添直也氏（一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会 会長）

阪口功氏（学習院大学法学部 教授）

勝川俊雄氏（東京海洋大学 准教授）

(注) 本委員会により作成発表された中間提言（調査報告 2018-2）より、提言に関わる主要部分を抜粋し、P.37 以下に記載する。

(3) 介護離職問題調査研究会

2017年10月開始 当年度11回開催

主査：結城 康博 淑徳大学総合福祉学部教授

委員：泉 泰子 SOMPOリスクマネジメント株式会社

医療・介護コンサルティング部上席コンサルタント

海老原 光子 昭和女子大学人間社会学部文教大学教育学部非常勤講師

塩入 徹弥 大成建設株式会社管理本部人事部部長

壺内 令子 株式会社ウェルネス香川代表取締役

早坂 聡久 東洋大学ライフデザイン学部准教授

牧野 史子 NPO法人介護者サポートネットワークセンター・アラジン
理事長

村田 くみ ジャーナリスト

当年度講師（講演順）：

早坂聡久委員、壺内令子委員、海老原光子委員、泉泰子委員

（４）資本主義委員会

2018年3月開始 当年度10回開催

委員長：寺西 重郎 一橋大学 名誉教授
副委員長：吉川 洋 立正大学経済学部 教授／東京大学 名誉教授
幹事：福田 慎一 東京大学経済学研究科 教授
宮川 努 学習院大学経済学部 教授
委員：浅井 良夫 成城大学経済学部 教授
天児 慧 早稲田大学 名誉教授
猪木 武徳 大阪大学 名誉教授
浦田 秀次郎 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科長
大橋 英夫 専修大学経済学部 教授
翁 邦雄 法政大学大学院政策創造研究科 客員教授
小島 明 政策研究大学院大学 理事
城山 智子 東京大学大学院経済学研究科 教授
竹内 真人 日本大学商学部 准教授
田中 素香 中央大学経済研究所 客員研究員／東北大学 名誉教授
萩原 伸次郎 横浜国立大学 名誉教授
古矢 旬 北海道大学 名誉教授
森口 千晶 一橋大学経済研究所 教授

当年度講師（講演順）

宮川努委員、杉浦専務理事、浦田秀次郎委員、竹内真人委員、
寺島重郎委員長、小島明委員、浅井良夫委員、吉川洋副委員長、
翁邦雄委員、古矢旬委員

（５）中小企業研究委員会

2018年12月開始 当年度3回開催

委員長：加護野 忠男 神戸大学 名誉教授
主査：後藤 康雄 成城大学社会イノベーション学部 教授
委員：伊藤 麻美 日本電鍍工業株式会社 代表取締役
植田 浩史 慶應義塾大学経済学部 教授
大澤 真 株式会社フィーモ 代表取締役
小野 有人 中央大学商学部 教授
小松 隆史 株式会社小松精機工作所 専務取締役 研究開発部部长
株式会社ナノ・グレインズ 代表取締役社長
鈴木 貴宏 公益社団法人中小企業研究センター 専務理事
谷下 一夫 一般社団法人日本医工ものづくりコモンズ 副理事長
中島 隆 朝日新聞社 編集委員

西居 徳和	株式会社西居製作所	代表取締役
額田 春華	日本女子大学家政学部	准教授
浜野 慶一	株式会社浜野製作所	代表取締役 CEO
平尾 勇	株式会社地域経営プラチナ研究所	代表取締役
古野 幸男	古野電気株式会社	代表取締役社長
松宮 利裕	株式会社シャルマン	取締役 常務執行役員
宮永 径	株式会社日本政策投資銀行	経済調査室長
山本 直之	山本光学株式会社	代表取締役社長

当年度講師（講演順）

後藤康雄主査、大澤真委員、中島隆委員

(6) 第2次水産業改革委員会 中間提言

調査報告 2018-2

新たな漁業・水産業に関する制度・システムの具体像を示せ ～漁業・水産業の成長と活力を取り戻すために～

第3章 提言

提言1：海洋と水産資源は国民共有の財産であると明示せよ

我が国では、これまで海・湖沼・河川等の天然水域に生息する魚（水産資源）は誰のものでもなく、先に獲った者のものになる「無主物先占」（民法第239条）*1とされてきた。このため、水産資源に対する国の管理責任が希薄になり、その多くが漁業者等によるいわゆる「自主的管理」（科学的根拠と取締りがない漁業者間の申し合せ）に委ねられるとともに、「早取り競争」が広く行われ、乱獲による水産資源の減少と漁業の衰退に歯止めがかからない状況を招いている。

国連海洋法条約*2では、沿岸国は自国の排他的経済水域における生物資源の総漁獲可能量を決定するとともに、最良の科学的証拠を考慮して、適当な保存措置及び管理措置を講ずべきことを規定しており、諸外国は科学的権能と取締り機能を有する国と州のみが管理するとともに、国連海洋法条約の批准の前後に自国・州の憲法・漁業法などに水産資源を国民共有の財産と位置づけた（図表4）。すなわち、民間機関は管理機能を有しない。

図表4：水産資源を国または国民の共有財産とする事例

水産資源ほか共有財産と定めている法的規定の例 「理念の改革」

国連海洋法条約：第1部(前文)

…国の管轄権の及ぶ区域の境界の外の海底及びその下並びにその資源が人類の共同の財産(as well as its resources, are the common heritage of mankind)であり、…

EU共通漁業政策：序論

…漁業資源はわれわれの共有財産の一部である(Fish resources are part of our common heritage)

アイスランド漁業管理法：第1章 第1条

開発可能な海洋資源(marine stocks)は、アイスランド国の共通所有物(the common property of the Icelandic nation)である。

米国(NOAA Statement)

天然資源は、公共信託主義(public trust doctrine)に基づく公共資産で、個人の所有によるものではなく(incapable of private ownership)、政府は被信託者として、その管理の権限と責任を有している。

海洋基本法(平成19年法律第33号)：第7条 海洋に関する国際的協調

海洋が人類共通の財産であり、…海洋に関する施策の推進は、…国際的協調の下に行われなければならない。

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)：第1条

本法ニ於テ公有水面ト称スルハ河、海、湖、沼其ノ他ノ公共ノ用ニ供スル水流又ハ水面ニシテ国ノ所有ニ属スルモノヲ謂ヒ埋立ト称スルハ公有水面ノ埋立ヲ謂フ

水循環基本法(平成26年法律第16号)：第3条 基本理念

2 水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が…

農地法(昭和27年法律第229号、最終改正平成26年法律第69号)：第1条 目的

国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、…

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日閣議決定)：資源管理の強化

我が国の排他的経済水域内の水産資源は国民共有の財産であるとの理念の下、資源管理に計画的に…

〇わが国も水産資源(さかな)は“国民共有の財産”であると明文化すべき

出典：委員作成資料

国連海洋法条約第 61 条からみれば、我が国における水産資源の所有権の帰属については、従来の「無主物先占」から「天然果実」（民法第 88 条・第 89 条）^{*3}の原理に転換する必要がある。この「天然果実」の原理に基づけば、国が管轄する排他的経済水域内における水産資源を採取する権原は国民の側にあり、その利活用と保存管理を負託された国が、漁業者に採取権を与える（許可）という考え方が成り立つのであり、水産資源に対する国の責任が明確になる。

これらから、我が国における今後の水産政策の展開においては、「海洋と水産資源は国民共有の財産である」^{*4} ことを漁業関連法の中に明示するとともに、この基本理念の下で、科学的根拠に基づく水産資源の持続的な利活用と保存管理を強力に推進すべきである。

【参考】

*1 民法

（無主物の帰属）

第二百三十九条 所有者のない動産は、所有の意思をもって占有することによって、その所有権を取得する。

（注）「所有者のない動産」とは、現に何人の所有にも属していない動産をいう。

*2 国連海洋法条約

（生物資源の保存）

第六十一条

1 沿岸国は、自国の排他的経済水域における生物資源の総漁獲可能量を決定する。

2 沿岸国は、自国が入手することのできる最良の科学的証拠を考慮して排他的経済水域における生物資源の維持が過度の開発によって脅かされないことを適当な保存措置及び管理措置を通じて確保する。

*3 民法

（天然果実）

第八十八条 物の用法に従い収取する産出物を天然果実とする。

（注）「天然果実」とは、「物の用法に従い収取する産出物」とされ、例えば、果樹園で採取された果実、菜園で収穫した野菜、鉱山から採取された鉱物などがそれに該当する。

（果実の帰属）

第八十九条 天然果実は、その元物から分離する時に、これを収取する権利を有する者に帰属する。

（注 1）天然果実の分離時の元物の所有者に収取の権利を認める法制（日本の民法は、この元物主義を採用）。

（注 2）国の所有・管轄下にある海洋（元物）において、国の管理の下で生産された水産資源を「天然果実」と見なすことには、合理性・妥当性がある。

*4 国民共有の財産

オーストラリア、アイスランド、ノルウェー、韓国、ブラジルなどの憲法ないし漁業法では、水産資源は国民共有の財産として明記されている。また、米国、ニュージーランドにおいても水産政策上で国民共有の財産として取り扱われている。オーストラリア（クインズランド州、ニューサウスウェルズ州他）と米国（アラスカ州）は州民の共有財産と定める。

提言 2：科学的根拠に基づく水産資源の持続的利活用を徹底し、直ちに悪化資源の回復を図るとともに、広く国民に開かれた海洋と水産資源の保存管理を行え

国民共有の財産である水産資源の保存管理は、行政庁（国又は都道府県）が科学的かつ持続的な利活用の原則に基づき、責任をもって管理しなければならない。

行政庁（国又は都道府県）は、以下の責任を果たすものとする。

- 1) 科学的評価には、漁業に独立して得られる科学的データと漁船から得られる漁獲データの収集が極めて重要であることから、漁獲データの提出を沿岸漁業から沖合・遠洋漁業

に至るまで、全ての漁業に義務づける。漁獲データの提出がない場合は、漁獲割当量の削減や漁業の許可を取り消す場合がある旨を法令に規定する。

- 2) 水産資源の調査及び評価の対象魚種・系統群を定めた目標（※）に沿って速やかに拡大する。また、有用魚種・系統群に関しては、系統群ごとにABC（生物学的許容漁獲量）*1を設定する。また、TAC（総漁獲可能量）*2は社会経済的要因を加味する場合においてもABCを必ず下回るものとし、系統群ごと、生息海域ごとに設定するものとし、日本全海域でのTACの設定は廃止する。

（※）目標設定

2年先目標：ABC評価及びTAC導入を100魚種・系統群

5年先目標：ABC評価及びTAC導入を400魚種・系統群

- 3) 現在、日本の水産資源は低位ないし中位の資源が約80%を占め、大半は資源悪化の状態にあり、これらの回復を早急に目指す（図表5）。
- 4) 水産資源の調査及び評価を行う科学機関は行政庁から独立させ、科学機関が行う資源調査及び評価の独立性を保証するとともに、資源調査及び評価の公的データを公開して透明性を確保する。また、大学と民間の機関や外国の科学者による資源評価の第三者外部評価（ピア・レビュー）を行うとともに、資源評価に係る人材を確保する。

図表5：日本の資源評価対象魚種・系統群の水準・動向

2017年度 我が国周辺水域の水産資源評価一覧(50魚種84系群)											
魚種	系群	水準・動向		魚種	系群	水準・動向		魚種	系群	水準・動向	
		2016年度	2017年度			2016年度	2017年度			2016年度	2017年度
マイワシ	太平洋系群	中位	中位	イトヒキダラ	太平洋系群	中位	中位	タチウオ	日本海・東シナ海系群	低位	低位
	対馬暖流系群	中位	中位		北海道	高位	高位		東シナ海系群	高位	高位
マアジ	太平洋系群	中位	低位	マダラ	太平洋系群	高位	高位	サワラ	瀬戸内海系群	低位	中位
	対馬暖流系群	中位	中位		日本海系群	高位	高位		太平洋北部系群	高位	高位
マサバ	太平洋系群	中位	評価中	キアングウ	太平洋北部	中位	中位	ヒラメ	瀬戸内海系群	中位	中位
	対馬暖流系群	低位	低位	キンメダイ	太平洋系群※2	低位	低位		日本海北・中部系群	低位	低位
ゴマサバ	太平洋系群	高位	評価中	キチジ	オホーツク海系群	低位	低位	サメガレイ	太平洋北部	低位	低位
	東シナ海系群	中位	中位		道東・道南	低位	低位		ムシガレイ	日本海系群	低位
スケウダラ	日本海北部系群	低位	低位	ホッケ	太平洋北部	高位	高位	ソウハチ	日本海系群	中位	中位
	根室海峡	低位	低位		道北系群	低位	低位		北海道北部系群	中位	中位
	オホーツク海南部	低位	中位		道南系群	低位	低位	アカガレイ	日本海系群	中位	中位
ズワイガニ	太平洋系群	中位	中位	アマダイ類	東シナ海	低位	低位	ヤナギムシガレイ	太平洋北部	高位	高位
	オホーツク海系群	低位	中位	ブリ		高位	評価中	マガレイ	北海道北部系群	低位	中位
	太平洋北部系群	中位	中位	ムロアジ類	東シナ海	低位	低位		ウマツラハギ	日本海・東シナ海系群	低位
	日本海系群A海域	中位	中位	マチ類	奄美・沖縄・先島オオダイ	低位	低位	トラフグ	日本海・東シナ海・瀬戸内海系群	低位	低位
日本海系群B海域	高位	高位	奄美・沖縄・先島ヒメダイ		低位	低位	伊勢・三河湾系群		伊勢・三河湾系群	低位	低位
北海道西部系群	中位	中位	奄美・沖縄・先島オオヒメ		低位	低位			東シナ海ハモ	低位	低位
冬季発生系群	低位	評価中	奄美・沖縄・先島ハマダイ		低位	低位	東シナ海マナガソコ類		低位	低位	
スルメイカ	秋季発生系群	中位	評価中	マダイ	瀬戸内海東部系群	高位	高位	東シナ海工ノ類	低位	低位	
マアナゴ	伊勢・三河湾	低位	中位	キダイ	瀬戸内海中・西部系群	高位	中位	東シナ海カレイ類	東シナ海カレイ類	低位	低位
	太平洋系群	高位	高位		日本海西部・東シナ海系群	低位	低位		ホッコクアカカエビ	日本海系群	高位
ウルメイワシ	対馬暖流系群	中位	高位	ハタハタ	日本海西部系群	中位	高位	シャコ	伊勢・三河湾系群	低位	中位
	太平洋系群	低位	低位		日本海北部系群	中位	中位	ベニズワイガニ	日本海系群	中位	中位
ニシン	北海道	低位	中位	イカナゴ類	宗谷海峡	中位	低位	ケンサキイカ	日本海・東シナ海系群	低位	低位
	太平洋系群	低位	低位	イカナゴ	伊勢・三河湾系群	低位	低位	ヤリイカ	太平洋系群	中位	中位
カクテイワシ	瀬戸内海系群	中位	中位		瀬戸内海東部系群	中位	低位		対馬暖流系群	低位	低位
	ニギス	対馬暖流系群	低位	低位							
日本海系群		中位	中位								
	太平洋系群	中位	中位								

注1:緑色(■)は、TAC対象の7魚種19系群 注2:サンマについては2016年度から本資源評価では取り扱わない 注3:動向の→は、■=高位、■=中位、■=低位
*水準:過去20年以上にわたる資源量や漁獲量等の推移から「高位・中位・低位」の3段階で区分 *動向:過去5年間の資源量や漁獲量等の推移から「増加・横ばい・減少」の3段階で区分

出典：第4回委員会（2017年12月22日）講演資料

- 5) 海洋と水産資源の利活用と保存管理は、広く国民と利害関係者（ステークホルダー）に

開かれた場で検討され、意思決定されるものとし、漁業者代表・市民代表・行政機関代表・科学機関代表などで構成される「地域漁業管理委員会」（仮称）を主な海区に新たに設置する。また、当該委員会に年間漁獲水準などを検討する「科学・漁獲統計諮問委員会」（仮称）と地域社会などへの影響を検討する「社会経済諮問委員会」（仮称）を下部組織として設置する。地域漁業管理委員会はこれら 2 つの下部諮問委員会の勧告に基づき漁業管理計画などを検討・勧告をする。

【参考】

*1 ABC（生物学的許容漁獲量：Allowable Biological Catch）

ABC とは、資源の持続的維持、さらには悪化した資源が回復する水準に漁獲量を規制するための科学的評価に基づいた資源評価による漁獲量上限である。

例えば、米国では、約 500 種系統群について、国家レベル・海域レベルで、科学的根拠に基づく ABC を定めている。

*2 TAC（総漁獲可能量：Total Allowable Catch）

日本でも TAC は 1997 年から導入された。TAC は科学的根拠を基礎に定めるとされている。日本では、日本全体で 8 魚種（マアジ、サバ類、マイワシ、スケトウダラ、サンマ、ズワイガニ、スルメイカ、クロマグロ）だけが TAC 設定されている。また、TAC 超過の罰則規定があるのは 2 魚種（サンマ、スケトウダラ）のみである。日本の TAC は、本来は別の生物学的グループである太平洋と日本海などの系統群別に設定されていないので、一方の漁獲枠で他方を過剰漁獲することで乱獲となる可能性が大きい。さらにはサバ類は一括りで、暖水性のゴマサバと冷水性のマサバが入っており、これでは科学的な管理はできない。

提言 3：現行の漁業権を廃止し、すべての漁業・養殖業に許可制度を導入せよ

漁業及び養殖業は全て許可制度とし、これまでの漁業権*1を廃止するとともに、資本金、技術力、販売力、環境への配慮義務などを資格要件とする。

- 1) 漁船漁業を営もうとする者は、漁業種類ごと船舶ごとに、操業海域を管轄する行政庁（国又は都道府県）の許可を受けなければならない。TAC 又は ITQ 対象魚種を漁獲しようとする者は、あらかじめ漁獲割当量の配分を受けるか、それを調達しなければ、当該漁船漁業を営むことはできない。
- 2) 養殖業を営もうとする者は、対象海域ごとに、あらかじめ行政庁（国又は都道府県）が定める環境収容力の範囲内の事業内容で、行政庁が発給する養殖業の許可を受けなければならない。併せて、養殖業を営む海面の使用許可のリース（期間の限定あり）を受けなければならない。行政庁は、養殖のためのリースが可能な海面とリース料算定基準を明示するとともに、これらの内容の許可に際しては、あらかじめ、または定期的に独立性と専門性をもつ第三者外部機関の意見を聞かなければならない。なお、養殖業についても譲渡可能個別生産割当（ITQ）方式を導入する。
- 3) 養殖業の許可及び振興に当たっては、魚病などの防疫管理や種苗生産を含めた技術開発、種苗分野での知的財産保護等に配慮すべきである。
- 4) 国民共有の財産である水産資源の保存管理は、行政庁（国又は都道府県）の責務であることから、これまで民間機関である漁業協同組合が行ってきた「漁業権行使規則」等に基づく漁業や漁場の管理制度は廃止する。
- 5) 漁業の許可については、大臣指定漁業と特定大臣許可漁業等は「大臣許可漁業」に統一し、法定知事許可漁業と一般知事許可漁業は「知事許可漁業」に統一する。また、第 1

種から第4種の共同漁業権漁業、定置漁業権漁業、区画漁業権漁業（特定区画漁業権漁業を含む）は「知事許可漁業」とする。

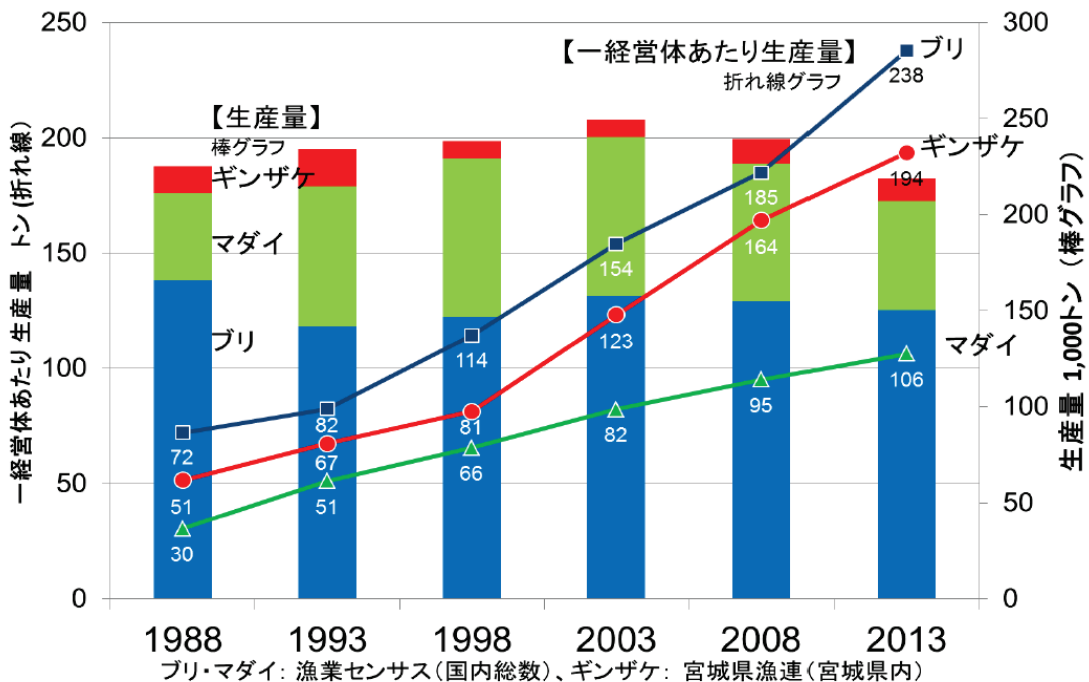
漁業権を廃止し、許可制度とする理由

- ① 組合管理漁業権（共同漁業権及び特定区画漁業権）は、漁業・漁場・水産資源の管理を一括して漁協に委ねる制度であるため、科学的根拠に基づく水産資源の保存管理を困難にし、現在の沿岸漁業の衰退を招いている。したがって、全てを都道府県知事による許可制度とし、漁協によるいわゆる「自主的管理」を廃止し、今後一切これを行わないものとする。
- ② 漁協優先の漁業権（特定区画漁業権や定置漁業権）は、漁場利用の公平性と効率性を阻害しており、特に魚類養殖業や定置網漁業においては、漁協による各種制限を受けて水産物需要や経営能力に応じた事業拡大ができない状況にある（図表6）。したがって、漁協を第一優先とする現行の優先順位も含め、全面的に漁業権を廃止し、資本金・技術力・販売力と環境への配慮義務等を資格要件とした許可制度とすべきである。

図表6：日本の養殖業の国際競争力のない低い生産性

国内養殖業の現状

一経営体あたりの生産量は増加しているものの、国際競争力ある規模には一桁足りない。



出典：第3回委員会（2017年11月24日）講演資料を修正

【参考】

*1 漁業権

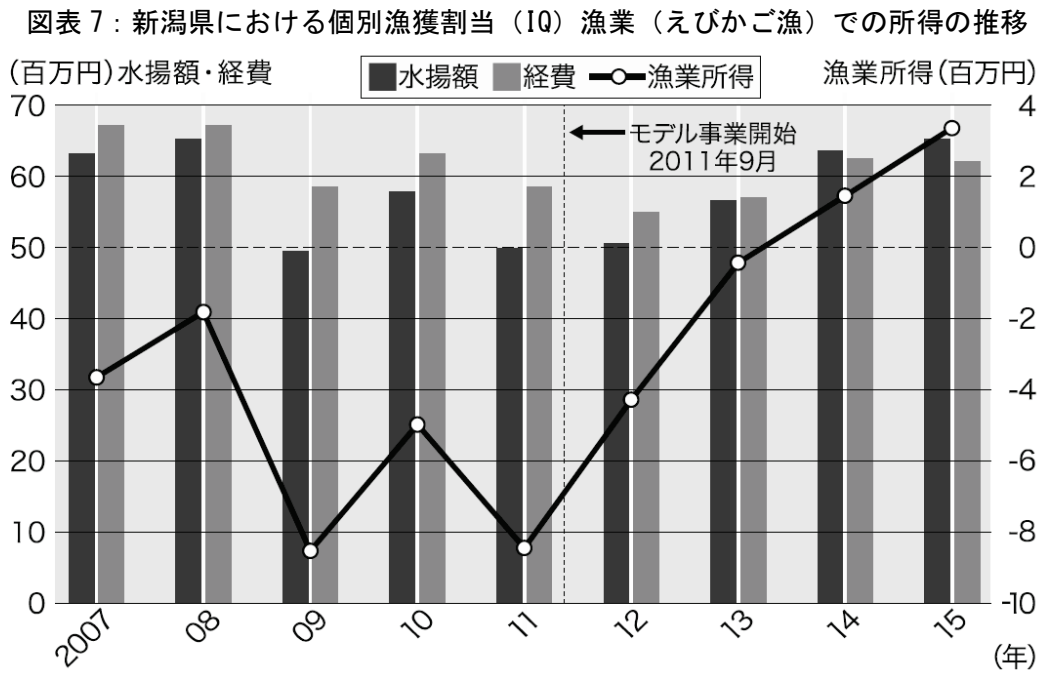
漁業権とは、一定の水面において、特定の漁業を一定の期間、排他的に営む権利であり、都道府県知事（一部の漁場では農林水産大臣）の免許によって設定される。漁業権には、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の三種類がある。

提言 4：譲渡可能個別漁獲（生産）割当（ITQ）方式を導入し、過剰漁獲（生産）能力を早急に削減するとともに、漁業経営を持続可能な自立経営とせよ

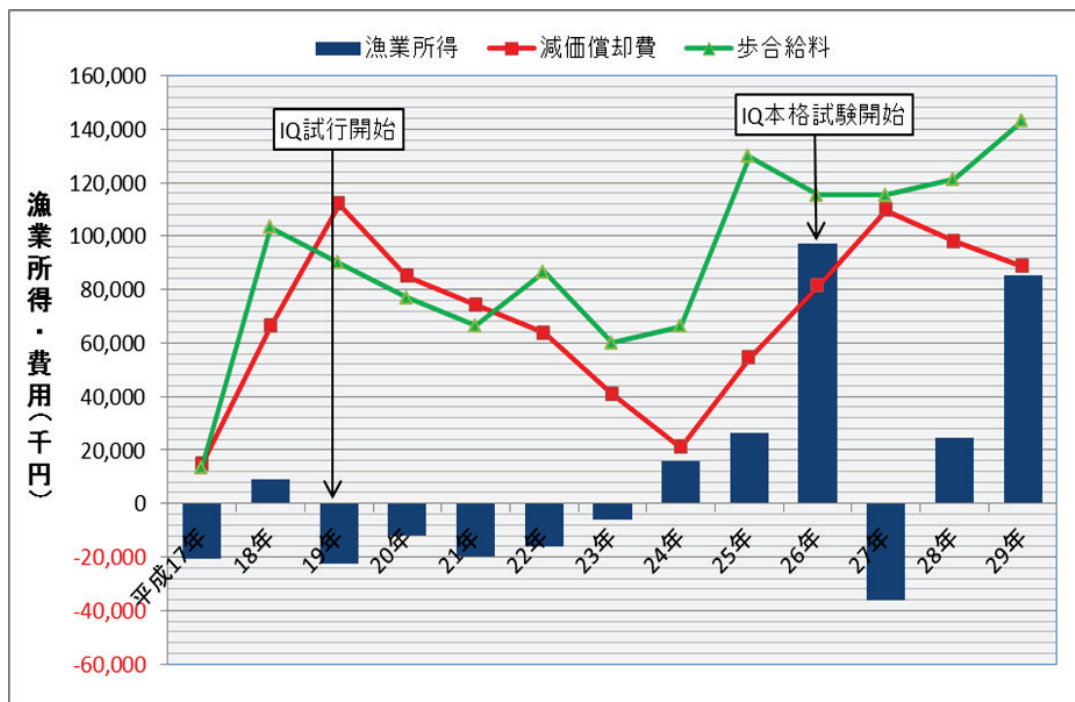
- 1) 行政庁（国又は都道府県）が設定・運用する TAC 制度もしくは養殖事業の内容については、ITQ 方式を基本として、漁業・養殖業の許可と合わせて導入することとする。なお、ITQ の基本的な内容については、諸外国が今後とも ITQ を推進するとみられることから、わが国では諸外国の状況をみて特定の漁業者や特定の地域への配慮など漁業・養殖業の公平性を確保するものとする*1。
 - ① ITQ は個別漁獲（生産）枠を与えることから漁獲（生産）量のモニターと取り締まりに大変効果的である。したがって、水産資源の持続的な利活用の達成にはいち早い効果をもたらす。
 - ② 漁船数の削減や経営体数・漁業者数の合理化に効果がある。したがって、過剰な漁獲（生産）能力と投資が削減され、操業や生産も効率化されることにより変動経費も削減されて経営の基盤が強化される。
- 2) ITQ の導入に際しては水産加工業への配慮を行うとともに、ITQ の下では漁船のトン数や隻数などのインプット・コントロールは原則として廃止する。
- 3) 国は ITQ を導入する漁業及び養殖業に関して、その導入後 5～7 年を経過後に、ITQ の導入が果たしたとみられる経済的な効果について評価し、これを公表しなければならない。これによって ITQ が真に経済的効果があるかいなかを定期的に検証するものとする。
- 4) 現在も、補助金を活用した漁船の建造が行われている。これらが過剰な漁獲能力を生じており、これを特定したうえで ITQ を活用し、その削減を図るべきである。
- 5) 自国の海洋と水産資源は国民共有の財産であり、これらを利活用する者は、そこから得られる利益を国民に還元する義務を負う*2。このため、漁業の経営は、水産資源の持続的利用の下で、妥当な投資とコストの下で利益を上げる義務を負うと考えられる。すなわち、補助金に依存せず恒常的に利益を上げる自立的経営を行わなければならない。

IQ ではなく ITQ 方式を導入すべき理由

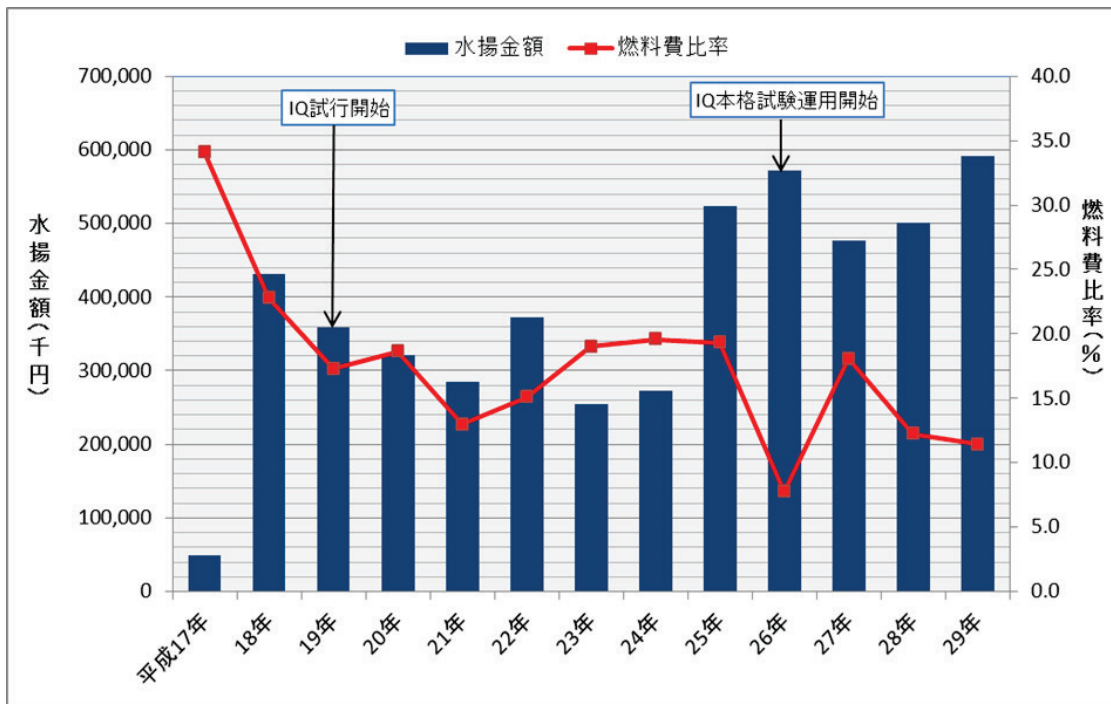
- ① TAC 制度における IQ 方式の導入効果は、漁業先進国の事例はもとより、国内でも新潟県佐渡のホッコクアカエビでのえびかご漁業（図表 7）や北部太平洋まき網漁業のサバ類での試験運用（図表 8）で実証されており、ホッコクアカエビでは単価の上昇効果により、またサバ類では燃料費等経費の節減効果（図表 9）により、それぞれ漁業所得の向上が認められている。しかし、IQ 方式は各漁業者の経営が漁獲枠の範囲に止まるため、経営戦略に合わせた規模拡大など融通を利かせることが難しく、投下資本が有効に活用されないなどの非効率が発生するため、恒久的かつ安定的な事業の経営体とはなし得ず、あくまで過渡的な対策に止まる。



図表 8：北部太平洋まき網（A船団）におけるサバ類の漁業所得と費用の推移



図表 9：北部太平洋まき網（A 船団）におけるサバ類の水揚金額と燃料費比率の推移



出典：第7回委員会（2018年3月23日）講演資料を基に作成

- ② 一方、ITQ方式は、IQを売買などで譲渡できるようにしたものであり、各漁業者の経営戦略に合わせて経営規模の拡大などを可能とする制度であることから、漁業先進国の多くがITQ方式を導入し、資源の持続的利活用と漁業の成長産業化に成功している。特に、我が国のように漁業が長期にわたり衰退・低迷しているときは、過剰漁獲能力を削減しつつ経営の統廃合を漁業者自らが選択・推進していく必要があることから、そうした取組みを促進し持続可能な経営体の育成に有効な手段であるITQ方式の導入を図ることが重要である。

【参考】

- *1 特定の漁業者や特定の地域への配慮など漁業・養殖業の公平性の確保
上記1)の①及び②の観点から、ITQ先進国では漁業の経済的な価値が高まり、ITQを漁業者以外が所有したり、漁業から廃業してITQを保持できることになると、所得富裕層にITQが集中したり、漁業地域の衰退に拍車がかかる傾向がみられるなどの是正が課題となっている。
- *2 国民共有の財産
ITQの譲渡先については、外国企業の投資は厳格な出資規制を課す、または日本国内の者（法人、個人）とするなど専ら日本の企業等が漁業及び養殖業を営めるようにする。

提言 5：国際社会の動向の反映と消費者マインドを確立せよ

- 1) 水産資源は持続的に利活用・保存管理することが基本であることから、国連決議に基づく持続可能な開発目標（SDGs）などの実現に向けて、国は国内法を整備するとともに、持続可能な漁業の管理を強化するための措置のほか、過剰漁獲能力や乱獲を助長するとみられる漁業補助金の廃止などを水産政策に反映させる必要がある。また、「持続可能な

開発のための 2030 アジェンダ」(2015 年 9 月採択)の目標 14 (海洋・海洋資源の保全、持続可能な利用等) *1 の実現に向けて、TAC 魚種・系統群の拡大と我が国の資源調査及び評価を強化する資源管理体制の構築などを図ることが急務である。なお、SDG14 などの国際社会の動向の反映については、今後に検証を深めることが必要である(図表 10)。

図表 10 : 日本の持続可能な開発目標 (SDGs) における取組み課題

SDGs等の国際的取組みへの対応の問題点

我が国のSDGsの取組みに対する問題点：

- ・ SDGsの取組みは1省庁だけの問題ではないこと
- ・ 関係省庁間の調整を含めて政府内での取組みが十分でないこと
- ・ SDGsのような総合的な課題に対応するための政府全体の取組み体制(特に司令塔)が明確になっていないこと
- ・ 国際的影響力を発揮するには、SDGs策定、国連海洋会議などに対する準備段階からの議論参加が重要、我が国はこれに積極的に参画していない。
- ・ SDG14で多く取り上げられている漁業関係のターゲットについては、水産庁の内外におけるリーダーシップの発揮が求められている。国際的視野をもって準備段階からの議論への積極的参画、この問題の重要性の国内・国際社会への積極的発信がまだまだ弱い。(国際的な場で交渉している方はそれなりに頑張っているとは思いますが)

出典：第 5 回委員会 (2018 年 1 月 26 日) 講演資料

- 2) 持続可能な漁業の確立と併せて、安全・安心な水産物の流通・加工並びに消費を促進するため、国は水産物トレサビリティの充実や資源管理を促進する目的での適切な「認証制度」の確立とともに、そうした取組みに対する消費者マインドの醸成を図る施策を展開する必要がある。そして、広く国民の関心と消費動向を踏まえた政策の樹立と消費者への情報の提供、特に科学的な資源情報の提供は基本中の基本として重視されるべきである。また、これらを国民にわかりやすく情報提供するとともに、小中学校における水産資源に関する教育と国民への啓発普及を強化する必要がある。

【参考】

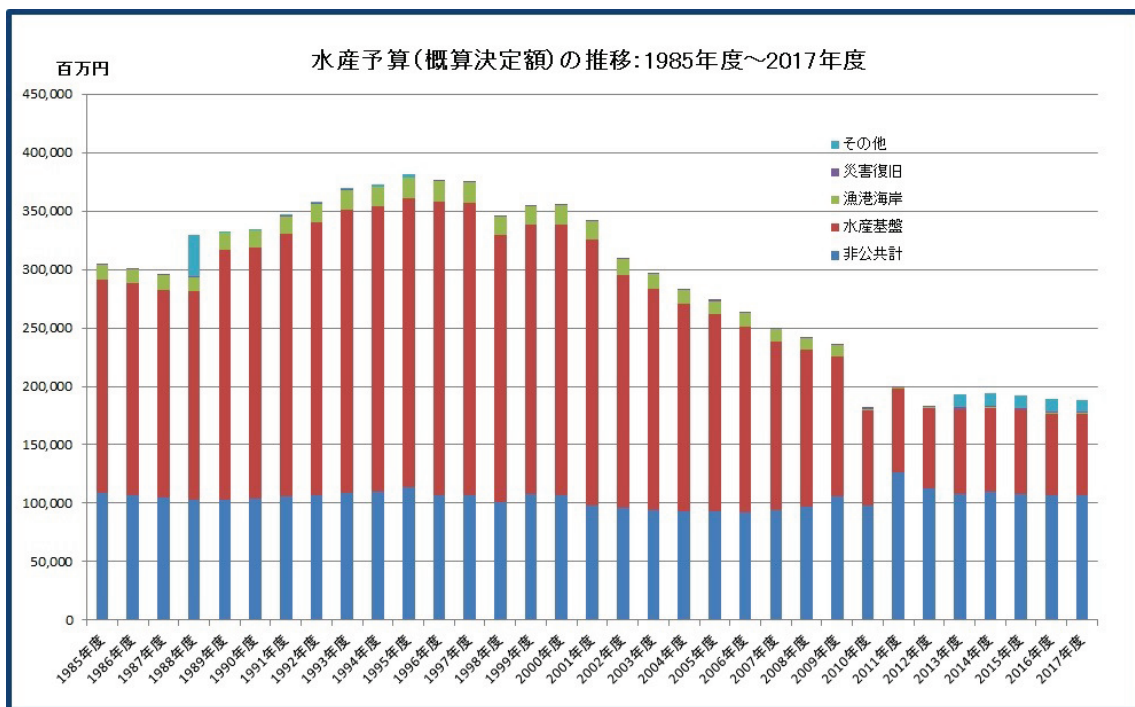
*1 持続可能な開発目標 (SDGs) 目標 14

- ・ 2025 年までに、あらゆる海洋汚染の防止、大幅削減
- ・ 2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系の回復
- ・ 海洋酸性化の影響の最小限化、対処
- ・ 2020 年までに、過剰漁業、違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業及び破壊的漁業慣行を終了、科学的管理計画を実施
- ・ 2020 年までに、少なくとも沿岸域及び海域の 10 パーセントを保全
- ・ 2020 年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金禁止、違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業につながる補助金撤廃、同様の新たな補助金の導入抑制
- ・ 2030 年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大
- ・ 海洋の健全性の改善と、開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転
- ・ 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源および市場へのアクセスを提供
- ・ 国連海洋法条約 (UNCLOS) に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化

提言 6：水産予算の大幅な組み替えを実行せよ

我が国は、戦後一貫して、漁港・漁場整備事業や漁業構造改善事業などのハード整備を中心に巨額の予算を全国の漁業地域に投入してきた（図表 11）が、漁船数・漁獲量・漁獲金額・漁業就業者数等の継続的な減少傾向が続く現状をみれば、費用対効果等の厳格な評価の下で適切に予算執行がなされているとは言い難く、新たな制度・システム（あるべき姿）への移行のための水産予算の公共・非公共事業での大幅な組み替えが必要である。なお、これらのハード整備によって優良な沿岸域の藻場や干潟の喪失と魚類のすみかとなる汽水域も大幅に減少しており、昨今の主要魚種の急激な減少との関係の検証も急ぐべきで、その予算も計上するとともに、水産関連予算全体のあり方について今後検証を深める議論を行っていく必要がある。

図表 11：日本の水産関連予算の推移



出典：第4回委員会（2017年12月22日）講演資料

提言 7：現行の漁業法制度を廃止し、新たな制度・システムを構築せよ

- 1) 我が国の漁業や資源管理に関連する法律は、他国に較べると多数 (69 関連法) (図表 12) かつ難解であり、一般国民はもとより漁業関係者においてすら漁業法制度を正しく理解できていない状況にある (図表 13)。そのため、漁業先進国にならいシンプルかつ解りやすい法体系とする必要がある。

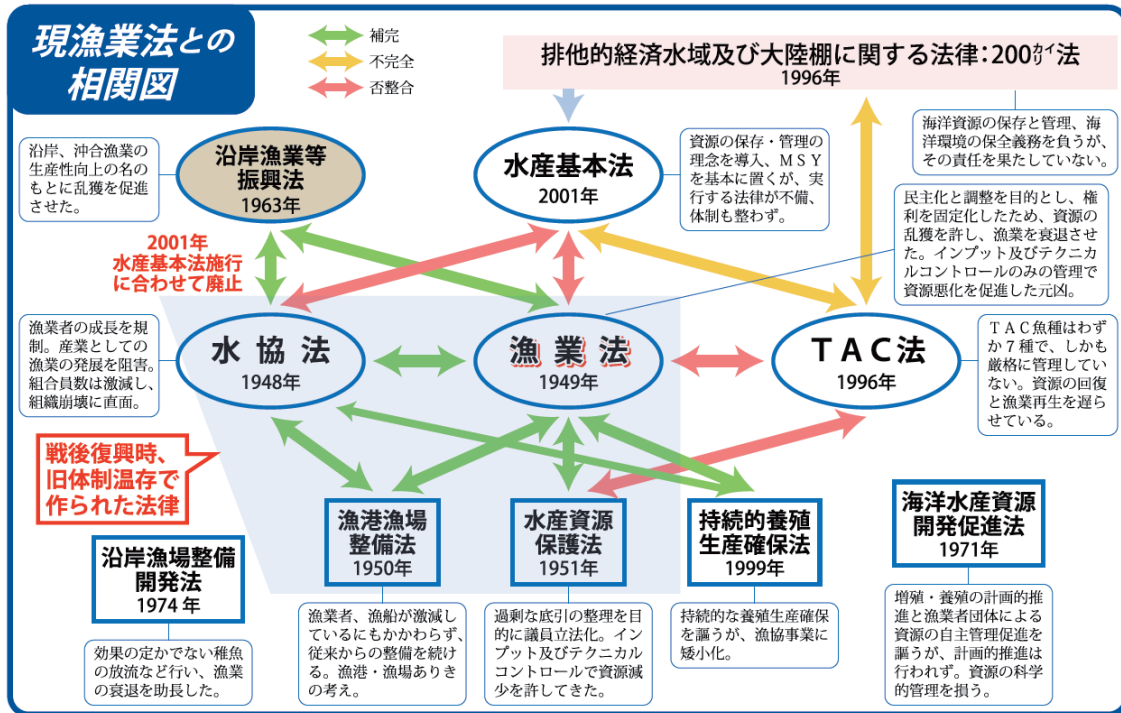
図表 12：日本の水産関係法の一覧

水産関係法 一覧(水産小六法より)				
	法律名	法律名	法律名	法律名
1	水産基本法	19 輸出水産業の振興に関する法律	37 漁業災害補償法	55 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
2	漁業法	20 遊漁船業の適正化に関する法律	38 漁船損害等補償法	56 特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律
3	持続的養殖生産確保法	21 水産業協同組合法	39 漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払い財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律	57 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置法
4	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律	22 漁業用海岸局を開設運用する漁協及び漁連に対する水協法の適用の特例に関する法律	40 漁船乗組員給与保険法	58 農林水産省設置法
5	水産資源保護法	23 漁業協同組合合併促進法	41 特別会計に関する法律	59 独立行政法人通則法
6	まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法	24 中小漁業融資保証法	42 漁船法	60 国立研究開発法人水産研究・教育機構法
7	領海及び接続水域に関する法律	25 農水産業協同組合貯金保険法	43 船舶法	61 独立行政法人農林漁業信用基金法
8	排他的経済水域及び大陸棚に関する法律	26 漁業近代化資金融通法	44 船舶のトン数の測度に関する法律	62 独立行政法人北方領土問題対策協会法
9	排他的経済水域における漁業等に関する主権の権利の行使に関する法律	27 農林中央金庫法	45 船舶安全法	63 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律
10	外国人漁業の規制に関する法律	28 農林漁業金融公庫法	46 船員法	64 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律
11	米軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律	29 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法	47 漁港漁場整備法	65 食育基本法
12	自衛隊法	30 農林水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律	48 海岸法	66 海洋基本法
13	電気通信事業法	31 災害対策基本法	49 社会資本整備重点計画法	67 行政手続法
14	沿岸漁業改善資金助成法	32 激甚災害対処特別財政援助等に関する法律	50 公有水面埋立法	68 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律
15	沿岸漁場整備開発法	33 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	51 海上交通安全法	69 臘虎鬚猓獣採取取締法
16	海洋水産資源開発促進法	34 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	52 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律	
17	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法	35 天災被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	53 農山漁村活性化のための定住等及び地域間交流促進に関する法律	
18	国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法	36 活動火山対策特別措置法	54 環境基本法	

出典：第 4 回委員会 (2017 年 12 月 22 日) 講演資料を修正

- 2) 現行の漁業法制度は、漁業権制度、インプット・コントロール、並びに科学的根拠に基づかない自主的管理を主体としており、アウトプット・コントロールを基本とする資源管理の推進など本提言の考え方である基本原則とは相容れないものである。そのことから、現行の制度・システムは原則として廃止し、「海洋と水産資源は国民共有の財産である」という基本理念の下で、新法の制定とともに新たな制度・システム (あるべき姿) を構築すべきである。

図表 13：日本の複雑怪奇な水産関係法の相関図



出典：第4回委員会（2017年12月22日）講演資料を修正

- 3) 上記の全ての提言は、総合的に包括したパッケージとして実行することが肝要である(図表14)。すなわち、提言による新たな制度・システム(あるべき姿)の実行から、漁業生産の拡大、水産物の流通・加工の増加、魚食の回復、漁業地域の活性化という漁業・水産業の好循環が構築され、国民共有の財産である水産資源の的確な管理とともに、漁業者の所得向上、元気で豊かな漁業地域、漁業・水産業の成長産業化の実現につながると確信する。

図表 14：新たな漁業・水産業の制度・システム（あるべき姿）による好循環の構築



出典：第2回委員会（2017年10月10日）講演資料を基に作成

報告書内容目次

第1章 中間提言の考え方

第2章 提言の背景

第3章 提言

提言1

海洋と水産資源は国民共有の財産であると明示せよ

提言2

科学的根拠に基づく水産資源の持続的利活用を徹底し、直ちに悪化資源の回復を図るとともに、広く国民に開かれた海洋と水産資源の保存管理を行え

提言3

現行の漁業権を廃止し、すべての漁業・養殖業に許可制度を導入せよ

提言4

譲渡可能個別漁獲（生産）割当（ITQ）方式を導入し、過剰漁獲（生産）能力を早急に削減するとともに、漁業経営を持続可能な自立経営とせよ

提言5

国際社会の動向の反映と消費者マインドを確立せよ

提言6

水産予算の大幅な組み替えを実行せよ

提言7

現行の漁業法制度を廃止し、新たな制度・システムを構築せよ

第4章 委員会での検証状況

検証関連説明資料（水産業改革が必要な背景）

1. 日本漁業の現状と漁業法制度
2. 世界の漁業・養殖業と漁業管理
3. 日本の漁業・養殖業の課題

委員名簿

(2018年6月22日現在・敬称略)

顧問	阿部 泰隆	神戸大学名誉教授
(五十音順)	八田 達夫	公益財団法人アジア成長研究所 所長
委員長	高木 勇樹	特定非営利活動法人日本プロ農業総合支援機構 理事長
主査	小松 正之	公益財団法人東京財団政策研究所 上席研究員
委員	有菌 眞琴	水産アナリスト
(五十音順)	伊藤 裕康	中央魚類株式会社 代表取締役会長
	伊藤 宏之	美濃桂商店 会長
	柏木 康全	三菱商事株式会社 執行役員 生鮮品本部長
	佐野 慎輔	株式会社産業経済新聞社 産経新聞特別記者 兼 論説委員
	志田 富雄	株式会社日本経済新聞社 編集局 編集委員 兼 論説委員
	島貫 文好	株式会社仙台水産 代表取締役会長
	多田 久樹	株式会社極洋 代表取締役会長
	田村 忍	株式会社高知銀行 地域連携ビジネスサポート部 取締役部長
	土谷美津子	ビオセボン・ジャポン株式会社 代表取締役社長
	福島 哲男	株式会社福島漁業 代表取締役社長
	的埜 明世	日本水産株式会社 代表取締役社長 執行役員
	村井 利彰	株式会社ニチレイ 代表取締役会長
	矢野 雅之	株式会社ベニレイ 代表取締役社長
専門委員	浦和 栄助	東京都水産物卸売業者協会 専務理事
(五十音順)	川崎 龍宣	株式会社みなと山口合同新聞社 みなと新聞 顧問
	澤野 敬一	水産アドバイザー
事務局	杉浦 哲郎	日本経済調査協議会 専務理事
	竹内 信彦	日本経済調査協議会 主任研究員
	國房 基子	日本経済調査協議会 リサーチ・アシスタント

Ⅱ 2018年度に刊行した各種資料等

1. 調査報告書（3冊）

番号	報告書名	ページ数	発行年月日
2018-1	地政学リスクの時代と日本経済	18	2018年7月
2018-2	新たな漁業・水産業に関する制度・システムの具体像を示せ～漁業・水産業の成長と活力を取り戻すために～ 第2次水産業改革委員会 中間提言	45	2018年7月
2018-3	日本の強みを生かした「働き方改革」を考える	204	2019年1月

2. 定期刊行物（1冊）

(1) 2017年度事業報告

3. ホームページ

(1) 一般ページ

- ・日経調について
日経調とは、組織図、主な役員、会員名簿、財務諸表、事業報告、事業計画、定款、役員報酬規程、役員退職金規程、個人情報保護
- ・調査研究活動の成果
調査報告書全文、調査報告書リスト、日経調資料リスト
- ・講演会・シンポジウム
開催実績、シンポジウム開催案内、開催後の報告
- ・入会のご案内

(2) 会員専用ページ

- ・活動中の調査専門委員会
趣意書、委員名簿、活動詳細（審議経過・予定、概要、資料、傍聴案内）
- ・事業報告
- ・会員情報変更届
会員代表者変更届、送付先変更届、送付先追加・抹消届

Ⅲ 2018年度に開催した各種会合

1. 調査および業務関係

(1) 総合委員会・調査委員会

第13回：2018年7月4日（於 経団連会館）

「地政学リスクの高まりが日本経済に及ぼすインパクトを考える」委員会報告書
『地政学リスクの時代と日本経済』について

第14回：2018年7月17日（於 経団連会館）

第2次水産業改革委員会中間報告書

『新たな漁業・水産業に関する制度・システムの具体像を示せ～漁業・水産業の成長と活力を取り戻すために～』について

第15回：2019年1月29日（於 経団連会館）

「日本の強みを生かした『働き方改革』を考える」委員会報告書
『日本の強みを生かした「働き方改革」を考える』について

(2) 調査部長会

第185回：2018年8月6日（於 経団連会館）28名参加

「平成30年度年次経済財政報告について」

講師：内閣府政策統括官（経済財政分析担当）付参事官（総括担当）
茨木秀行氏

(3) シンポジウム（セミナー）

2018年11月29日（於ステーションコンファレンス東京）113名参加

「地政学リスクの時代と日本経済」

（第159回セミナー）

委員長挨拶

柴田 拓美 氏（日興アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長兼CEO）

基調講演Ⅰ「地政学リスクの時代と日本経済」

吉崎 達彦 氏（株式会社双日総合研究所 チーフエコノミスト）

基調講演Ⅱ「トランプ時代の世界政治－2018年中間選挙以後－」

古矢 旬 氏（北海道大学 名誉教授）

パネルディスカッション

パネリスト

伊藤 さゆり 氏（株式会社ニッセイ基礎研究所経済研究部 主席研究員）

神谷 万丈 氏（防衛大学校総合安全保障研究科 教授）

川島 真 氏（東京大学大学院総合文化研究科 教授）

柴田 拓美 氏（日興アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長兼CEO）

田中 浩一郎 氏（慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 教授）

古矢 旬 氏（北海道大学 名誉教授）

モデレーター

吉崎 達彦 氏（株式会社双日総合研究所 チーフエコノミスト）

2. 総務関係

（1）定時社員総会

第6回：2018年6月12日（於 経団連会館）

議決事項

1. 2017年度事業報告 【承認】
2. 2018年度事業計画 【承認】
3. 2017年度決算報告 【承認】
4. 2018年度予算 【承認】
5. 監事の選任 【承認】
6. 公益目的支出計画実施報告書 【報告】
7. 公益目的支出計画の再認可取得 【報告】

講演会

「加速する中国のイノベーションと台頭するテクノロジー都市」

講師：伊藤亜聖氏（東京大学社会科学研究所 准教授）

（2）理事会

第17回：2018年5月23日（於 経団連会館）

議決事項

1. 会員の入・退会及び増・減口 【承認】
2. 役員及び各種委員等の退任・選任 【承認】
3. 2017年度事業報告案 【承認】
4. 2018年度事業計画案 【承認】
5. 2017年度決算案 【承認】
6. 2018年度予算案 【承認】
7. 公益目的支出計画実施報告書 【承認】
8. 第6回定時社員総会の招集及び議題 【承認】
9. 公益目的支出計画の再認可取得 【報告】

第18回：2018年11月7日（於 経団連会館）

議決事項

1. 2018年度上期事業報告

2. 2018 年度上期会計報告
3. 会員の入・退会及び増・減口
4. 各種委員等の退任・就任

代表理事および業務執行理事は、第 17 回理事会（2018 年 5 月 23 日）において、2017 年度事業報告・2018 年度事業計画案および決算報告・予算案の報告とともに、最近の事業運営（入・退会動向等）、役員及び各種委員などの退任・選任につき、報告を行った。

また、第 18 回理事会（2018 年 11 月 7 日）において、2018 年度上期の事業報告および収支報告とともに、事業運営（会員異動状況）につき、報告を行った。

（3）その他

春季懇談会：2019 年 3 月 5 日（於 経団連会館）

IV 庶務事項

1. 会員の状況 (2019年3月31日現在)

2019年3月末における当会正会員数は135社、特別会員は36人で、正会員数は前年度に比べて3社の減少である。

一般社団法人日本経済調査協議会 正会員 135社 (2019年3月31日現在)

旭化成(株)	常磐共同火力(株)
アサヒグループホールディングス(株)	(株)常陽銀行
有限責任あずさ監査法人	昭和産業(株)
(株)IHI	昭和シェル石油(株)
出光興産(株)	昭和電工(株)
伊藤忠商事(株)	新日鐵住金(株)
伊藤ハム(株)	JXTGホールディングス(株)
(株)伊予銀行	(株)すかいらく
エーザイ(株)	住友化学(株)
ANAホールディングス(株)	住友商事(株)
SMB C日興証券(株)	セイコーホールディングス(株)
王子ホールディングス(株)	損害保険ジャパン日本興亜(株)
沖電気工業(株)	大成建設(株)
小田急電鉄(株)	太平洋セメント(株)
オリックス(株)	大日本印刷(株)
(株)開倫塾	一般社団法人大日本水産会
鹿島建設(株)	(株)竹中工務店
川崎重工業(株)	(株)千葉銀行
関西学院大学産業研究所	(株)千葉興業銀行
関西電力(株)	中央魚類(株)
キッコーマン(株)	中外製薬(株)
キヤノン(株)	中国電力(株)
九州電力(株)	中部電力(株)
教育出版(株)	D I C (株)
京浜急行電鉄(株)	電源開発(株)
興銀リース(株)	一般財団法人電力中央研究所
コスモ石油マーケティング(株)	トヨタ自動車(株)
サッポロホールディングス(株)	戸田建設(株)
サトーパーツ(株)	東海旅客鉄道(株)
四国電力(株)	東京海上日動火災保険(株)
(株)静岡銀行	東京ガス(株)
(株)ジェムコ日本経営	東京急行電鉄(株)
(株)商工組合中央金庫	一般社団法人東京経営者協会

東京商工会議所
東京センチュリー(株)
東京建物(株)
東京電力(株)
(株)東芝
東電設計(株)
東武鉄道(株)
東北電力(株)
(株)ニチレイ
西日本旅客鉄道(株)
西松建設(株)
日産自動車(株)
日新製鋼(株)
日清オイリオグループ(株)
(株)日清製粉グループ本社
日本ガイシ(株)
日本銀行
一般社団法人日本経済団体連合会
日本工営(株)
日本証券業協会
日本証券金融(株)
日本精工(株)
(株)日本政策投資銀行
日本生命保険(相)
日本たばこ産業(株)
日本通運(株)
一般社団法人日本鉄鋼連盟
日本電信電話(株)
日本ユニシス(株)
(株)野村総合研究所
野村ホールディングス(株)
農林中央金庫
パナソニック(株)
(株)パレスホテル
ヒューリック(株)

東日本旅客鉄道(株)
(株)肥後銀行
(株)日立製作所
日立造船(株)
日野自動車(株)
(株)フジコーポレーション
富士ゼロックス(株)
富士通(株)
富士電機(株)
芙蓉総合リース(株)
(株)ブリヂストン
北陸電力(株)
松井証券(株)
丸紅(株)
みずほ信託銀行(株)
(株)みずほフィナンシャルグループ
(株)みちのく銀行
(株)三井住友銀行
三井住友信託銀行(株)
三井不動産(株)
三井物産(株)
三菱商事(株)
三菱地所(株)
三菱重工業(株)
三菱電機(株)
(株)三菱UFJ銀行
三菱UFJ信託銀行(株)
森永乳業(株)
森ビル(株)
安田不動産(株)
ヤマトホールディングス(株)
(株)横浜銀行
(株)りそな銀行
龍谷大学社会科学研究所

2. 役員一覧 (2019年3月31日)

代表理事・理事長

前田 晃伸 みずほフィナンシャルグループ名誉顧問

理 事

伊藤 元重 学習院大学国際社会科学部教授

大橋 光夫 昭和電工名誉相談役

黒田 則正 みずほ信託銀行顧問

平島 治 大成建設社友

杉浦 哲郎 日本経済調査協議会専務理事

監 事

木村 宏 日本たばこ産業社友

小山田 隆 三菱UFJ銀行特別顧問

調査委員会

委員長

伊藤 元重 学習院大学国際社会科学部教授

調査委員

池尾 和人 立正大学経済学部教授

石井 威望 東京大学名誉教授

奥村 昭博 慶應義塾大学名誉教授

金本 良嗣 電力広域的運営推進機関理事長

島田 晴雄 首都大学東京理事長

生源寺眞一 福島大学農学系教育研究組織設置準備室室長

神野 直彦 東京大学名誉教授

清家 篤 日本私立学校振興・共済事業団理事長

深尾 光洋 武蔵野大学経済学部教授

松田 義幸 尚美学園大学顧問

三宅 純一 千葉商科大学大学院政策研究科博士課程名誉アドバイザー

八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

渡邊 利夫 拓殖大学学事顧問

杉浦 哲郎 日本経済調査協議会専務理事

総合委員会

委員長

大橋 光夫 昭和電工名誉相談役

総合委員

朝田 照男

丸紅会長

渥美 和彦

東京大学名誉教授

池尾 和人

立正大学経済学部教授

石井 威望

東京大学名誉教授

石田 徹

日本商工会議所専務理事

伊藤 元重

学習院大学国際社会科学部教授

大星 公二

ジェムコ日本経営特別顧問

大森 一夫

住友商事相談役

大宅 映子

評論家

奥村 昭博

慶應義塾大学名誉教授

海輪 誠

東北電力会長

葛西 敬之

東海旅客鉄道取締役名誉会長

金本 良嗣

電力広域的運営推進機関理事長

河津 司

日本貿易会専務理事

北島 義俊

大日本印刷会長

清成 忠男

法政大学名誉教授

黒田 則正

みずほ信託銀行顧問

河野 栄子

リクルート元社長・会長

澤田 純

日本電信電話社長

志賀 俊之

日産自動車副会長

島田 晴雄

首都大学東京理事長

生源寺眞一

福島大学農学系教育研究組織設置準備室室長

神野 直彦

東京大学名誉教授

隅 修三

東京海上ホールディングス会長

清家 篤

日本私立学校振興・共済事業団理事長

竹中 統一

竹中工務店会長

武安 義光

新技術振興渡辺記念会理事長

富田 哲郎

東日本旅客鉄道会長

鳥居 泰彦

慶應義塾学事顧問

永山 治

中外製薬会長

新妻 一彦

昭和産業社長

野本 弘文

東京急行電鉄会長

平澤 貞昭

横浜銀行特別顧問

平島 治

大成建設社友

深尾 光洋

武蔵野大学経済学部教授

福川 伸次

地球産業文化研究所顧問

藤 洋作

関西電力顧問

前田 晃伸	みずほフィナンシャルグループ名誉顧問
榎原 稔	三菱商事特別顧問
松田 義幸	尚美学園大学顧問
水野 明久	中部電力会長
宮内 義彦	オリックス シニア・チェアマン
三宅 純一	千葉商科大学大学院政策研究科博士課程名誉アドバイザー
村井 利彰	ニチレイ会長
村田 誉之	大成建設社長
茂木友三郎	キッコーマン取締役名誉会長
八代 尚宏	昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授
横尾 敬介	経済同友会副代表幹事・専務理事
渡邊 健二	日本通運会長
渡邊 利夫	拓殖大学学事顧問
渡部 肇史	電源開発社長
渡 文明	JXTGホールディングス名誉顧問
杉浦 哲郎	日本経済調査協議会専務理事

審議委員会

議長

大橋 洋治	ANAホールディングス相談役
-------	----------------

審議員

瓜生 道明	九州電力会長
荻田 知英	中国電力会長
北澤 通宏	富士電機社長
久和 進	北陸電力会長
小林 栄三	伊藤忠商事特別理事
近藤 晴貞	西松建設社長
松浦 昌則	電力中央研究所理事長

最高顧問

今井 敬	新日鐵住金名誉会長
岡村 正	日本商工会議所名誉会頭
奥田 碩	日本経済団体連合会名誉会長
桜井 正光	(元) リコー特別顧問
豊田章一郎	トヨタ自動車名誉会長
長坂健二郎	(元) 日本経済調査協議会理事長
橋本 徹	みずほフィナンシャルグループ名誉顧問
長谷川閑史	武田薬品工業会長
御手洗富士夫	日本経済団体連合会名誉会長
吉川 弘之	東京大学名誉教授

顧 問

奥 雅文 (前)日本經濟調查協議会專務理事

山田 勝三 (元)日本經濟調查協議会專務理事

(以上敬称略)

参 与

内閣府事務次官

法務事務次官

外務事務次官

文部科学事務次官

厚生労働事務次官

農林水産事務次官

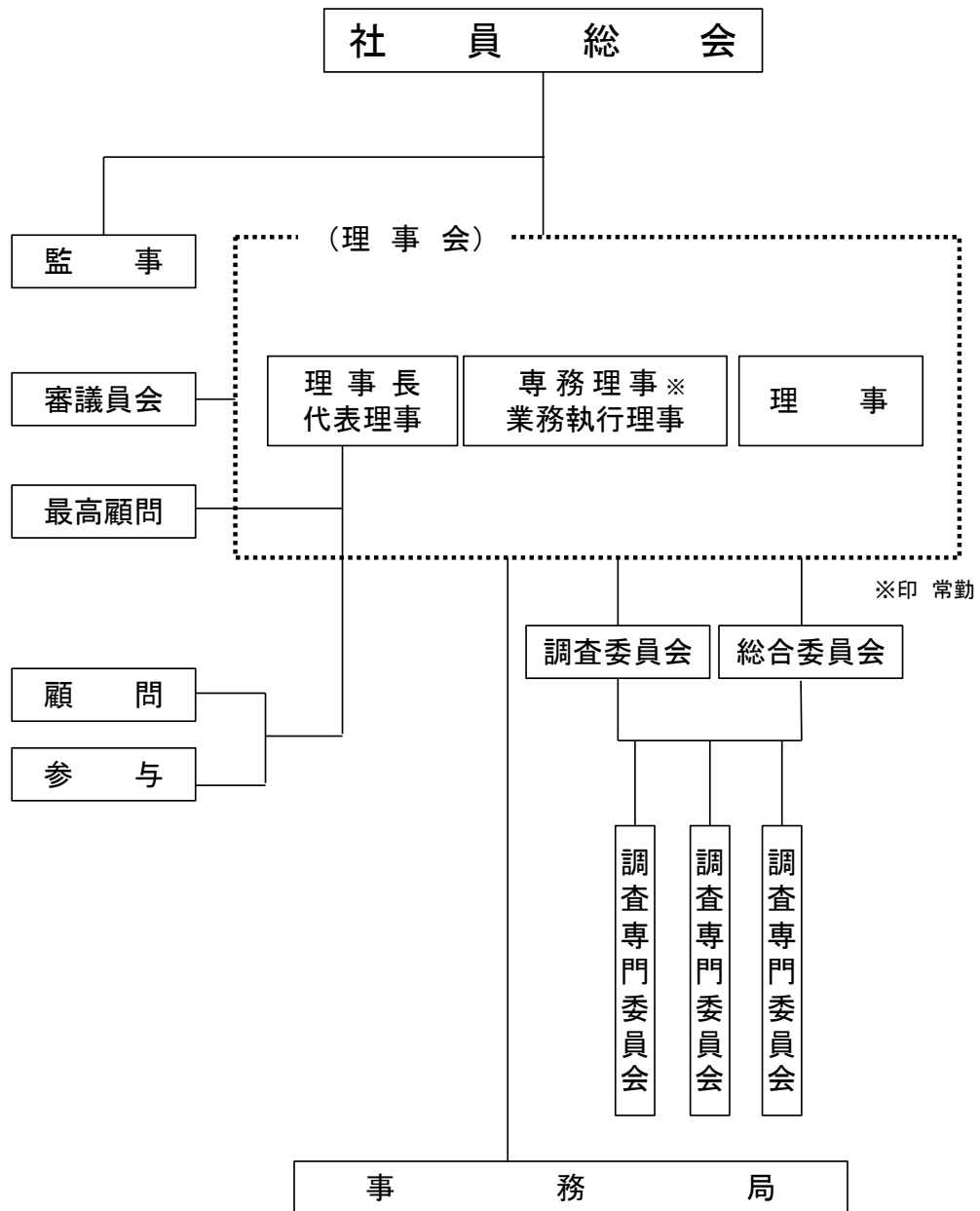
經濟産業事務次官

国土交通事務次官

環境事務次官

日本政策投資銀行会長

3. 日経調の組織



(付) 刊行資料等目録

調査報告書

番号	調査報告書名	委員長・主査			発行年月
18-3	日本の強みを生かした「働き方改革」を考える	委員長	猪木武徳	大阪大学 名誉教授	平成31年 1月
18-2	新たな漁業・水産業に関する制度・システムの 具体像を示せ～漁業・水産業の成長と活 力を取り戻すために～	委員長	高木勇樹	日本プロ農業総合支援機構 理事長	平成30年 7月
		主査	小松正之	東京財団政策研究所 上席研究員	
18-1	地政学リスクの時代と日本経済	委員長	柴田拓美	日興アセットマネジメント 代表取締役社長兼CEO	平成30年 7月
		主査	吉崎達彦	双日総合研究所 チーフエコノミスト	
17-3	人工知能は、経済・産業・社会をひっくり返す のか？ ～大企業トップがAIに関してやるべきこと～	委員長	庄山悦彦	日立製作所 名誉相談役	平成30年 2月
		主査	尾木蔵人	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 副部長	
		副主査	吉本陽子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 主席研究員	
17-2	ソーシャルイノベーションとソーシャルビジネス ～ソーシャルビジネスが掘り起こす社会の潜在 ニーズと豊かな社会の創造～	主査	塚本一郎	明治大学 経営学部 教授	平成29年 6月
17-1	日本農業の20年後を問う ～新たな食料産業の構築に向けて～	委員長	高木勇樹	日本プロ農業総合支援機構 理事長	平成29年 5月
		主査	本間正義	西南学院大学 経済学部 教授	
16-1	次世代の経営人材が育つ企業社会に向けて	主査	脇坂 明	学習院大学 経済学部 教授	平成28年 4月
		副主査	池田心豪	労働政策研究・研修機構 副主任研究員	
15-4	若者に伝えるべき公的年金保険の原理 ～彼らの将来の生活の視点から～	主査	玉木伸介	大妻女子大学 短期大学部 教授	平成28年 3月
15-3	日本型イノベーションを起こすために企業トップ のやるべきこと	委員長	高橋恭平	昭和電工 会長	平成28年 3月
		主査	元橋一之	東京大学大学院 工学系研究科附属レジリエンス 工学研究センター 教授	
		副主査	吉本陽子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 主席研究員	
15-2	これからの危機管理のかたち ～地域・行政・民間の連携(CCP) の実現に 向けて～	主査	市川宏雄	明治大学専門職大学院院長 公共政策大学院ガバナンス研究科長 教授	平成28年 2月
15-1	“土壌微生物力&先端技術”を基軸とする地 域創造戦略「新八策」 ～“土壌微生物多様性”「平成検地」での自然 産業文明社会の再生復活策～	主査	田邊敏憲	尚美学園大学 前学長	平成27年 11月
14-1	救国のヘルスケア4+4策 ～4つの基本戦略と4つの実行戦略～	委員長	福川伸次	地球産業文化研究所 顧問	平成26年 4月
		主査	川淵孝一	東京医科歯科大学大学院 教授	
13-2	日本の再設計を先導するリーダーの育成	委員長	葛西敬之	東海旅客鉄道 会長	平成26年 3月
		主査	矢作恒雄	作新学院大学 副学長・大学院長 應義塾大学 名誉教授	
13-1	再生エネルギーを軸とする地域成長戦略「八 策」 ～提言「八策」&その実現に向けた地域ビジョ ン「八策」～	主査	田邊敏憲	埼玉大学大学院 経済科学研究科 客員教授	平成25年 4月

12-1	真に持続する森林経営を実現するための5つの提言 ～森林資源管理から、もうかる森林産業へ～	委員長	高木勇樹	日本プロ農業総合支援機構 副理事長 元農林水産事務次官	平成24年 5月
		主査	梶原 晃	追手門学院大学 教授・経営学部長	
11-3	提言：日本の医療改革 ～3.11震災復興をわが国の医療再生に活かせ～	主査	川淵孝一	東京医科歯科大学大学院 教授	平成24年 3月
		アドバイザー	井村裕夫	先端医療振興財団 理事長	
11-2	東日本大震災を新たな水産業の創造と新生に	委員長	高木勇樹	元農林水産事務次官	平成23年 6月
		委員代表	小松正之	政策研究大学院大学 教授	
11-1	ロボット技術(RT)が拓く豊かな日本 ～介護サービスへの産業的挑戦～	委員長	福川伸次	機械産業記念事業財団 会長	平成23年 5月
		主査	岡崎哲二	東京大学大学院 教授	
		副主査	浅間 一	東京大学大学院 教授	

その他の刊行物

資料名	出版元	発行年月
日経調の五十年 Ⅰ.日経調五十年の歩み Ⅱ.提言集 その1 Ⅲ.提言集 その2	日本経済調査協議会	2012年9月
日経調設立50周年記念懸賞論文 「今こそ日本の進路を問う」 —入選論文集—	日本経済調査協議会	2012年2月
未来をひらく都市再生 日本の「かお」と日本の「こころ」を創る	ぎょうせい	2004年11月

2018年度 事業報告

2019年6月19日 発行

一般社団法人 日本経済調査協議会

専務理事 杉浦哲郎

〒106-0047

東京都港区南麻布 5-2-32

興和広尾ビル 6階

電話(03) 3442-9400(代表)

FAX (03) 3442-9403

<http://www.nikkeicho.or.jp>

[調査報告部分禁無断転載]

印刷・製本/(株)東京技術協会

©2019,Japan Economic Research Institute